

13. 7. 5

業 鑛 炭 石

報 會 助 互

石炭鑛山學校

號 六 第 · 卷 三 第

行 發 日 十 二 月 六 年 三 十 和 昭

社 團 法 人 石 炭 鑛 業 會 助 互

昭和十三年六月二十七日印刷
昭和十三年六月二十日發行

目 次

(卷頭言) 支那事變一周年を迎へて	鳴上辰之助	(一)
燃料局長官諮問事項答申書	野上辰之助	(二)
鐵鋼の自治統制について	榎本勝造	(三)
鐵鋼配給統制に就て	小部 義照	(四)
最近に於ける鐵鋼配給統制所感	阿部 豐	(五)
全國安全週間舉行要項		(六)
參考資料		(七)
昭和石炭、大阪工業會の答申書		(八)
鑛山醫協議會開催		(九)
重要鑛物増産法施行		(一〇)
固定資産減價却耐久年數短縮		(一一)
石炭船運賃		(一二)
時の言葉註解		(一三)
報		(一四)
福鑛局管内各炭坑より飛行機獻納其他		(一五)
本會記事		(一六)
重役會並に理事會		(一七)
風爽たる照る坊主		(一八)
石炭鑛業權設定	(福岡鑛山監督局管内)	(一九)
炭界日誌		(二〇)
互助會文藝		(二一)

六 月 號

行 發 會 助 互 業 鑛 炭 石

東邦電力株式會社

九州水力電氣株式會社

九州電氣軌道株式會社

會社

Faded vertical text columns, likely containing company details or regulations.

東邦電力株式會社

九州水力電氣株式會社

九州電氣軌道株式會社

石炭鑛業互助會會則

第一章 總則

第一條 本會ハ石炭鑛業互助會ト稱ス
第二條 本會ハ本會ノ目的ニ賛同スル石炭鑛業者ヲ以テ組織ス
第三條 本會ハ會員相互ノ連絡ヲ圖リ互助協調シテ石炭鑛業ノ向上發展ヲ期スルヲ以テ目的トス
第四條 本會ハ本部ヲ福岡縣若松市ニ置キ支部ヲ必要ノ地ニ設ケルコトアルベシ

第二章 事業

第五條 本會ハ其ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事業ヲ行フ
一、調査機關ヲ設ケ石炭鑛業ノ向上發展ニ關スル諸般ノ調査研究ヲナスコト
二、石炭ノ需給ヲ調査シ其ノ調節ヲ圖ルコト
三、會報ヲ刊行スルコト
四、會員炭坑ノ變災其ノ他ノ事故ニ對シ適當ノ救援又ハ調停ヲナスコト
五、其ノ他必要ト認ムル事業

第三章 會員

第六條 本會會員ハ名譽會員、正會員及准會員ノ三種トス
一、名譽會員ハ本會ノ目的ヲ翼賛スル名士ニシテ理事會ノ推薦ニヨルモノトス
二、正會員ハ石炭鑛業ヲ經營スル個人又ハ法人ニシテ所定ノ會費ヲ納ムルモノトス
三、准會員ハ正會員ノ推薦ニヨリ入會セシムルモノニシテ其ノ資格ハ正會員ニ同ジ
第七條 正會員ハ其ノ經營スル炭坑ノ年額送炭數量(每年自四月一日至翌三月卅一日)ニヨリ第八條ノ規定ニ基キ自己已經

第八條

營業炭坑ノ職員幹部中ヨリ准會員ヲ推薦スル事ヲ得
但シ正會員過半數ノ同意ヲ得レバ職員以外ノモノヲ推薦スルコトヲ得
正會員ノ准會員算定ノ基準ハ左ノ通りトス
一、一年送炭數量五萬噸迄 無シ
二、五年送炭數量超ヘ拾萬噸迄 一名
三、十年送炭數量超ヘ拾五萬噸迄 二名
四、二十年送炭數量超ヘ二十萬噸迄 三名
五、三十年送炭數量超ヘ二十五萬噸迄 四名
六、四十年送炭數量超ヘ三十萬噸迄 五名
七、五十年送炭數量超ヘ三十五萬噸迄 六名
八、六十年送炭數量超ヘ四十萬噸迄 七名
九、七十年送炭數量超ヘ四十五萬噸迄 八名
十、八十年送炭數量超ヘ五十萬噸迄 九名
十一、九十年送炭數量超ヘ五十五萬噸迄 十名
十二、百年送炭數量超ヘ六十萬噸迄 十一名
十三、百年送炭數量超ヘ七十萬噸迄 十二名
十四、百年送炭數量超ヘ八十萬噸迄 十三名
十五、百年送炭數量超ヘ九十萬噸迄 十四名
十六、百年送炭數量超ヘ百萬噸迄 十五名

第九條

新入會セントスル者ハ所定ノ申込手續ヲオシ理事會ノ承認ヲ得ベキモノトス退會セストスル者モ又同ジ
每年五月ニ於テ正會員ノ前年度送炭數量ニ基キ其ノ准會員推薦人員ニ増減ヲ生ジタル場合ハ正會員ハ増減スベキ准會員ノ人名ヲ届出ツベキモノトス

第十條

准會員死亡又ハ退職等ノ理由ニ依リ減員シタル場合ハ正會員ハ一月以内ニ其ノ補缺推薦ヲナスベキモノトス

第十一條

第十條ノ規定ニヨリ送炭數量ノ減額ニヨリ准會員ヲ減員スル場合其ノ減員ノ選ニ當リタル准會員ハ異議ヲ述ブルコトヲ得ズ

第十二條

正會員死亡ノ際其ノ相續者以外ノ繼承ニ就テハ理事會ノ決議ニヨリ

第十三條

會員ニシテ本會ノ名譽ヲ毀損シ又ハ本會ニ不利ナル行為ヲナシ若クハ會員ノ義務ヲ履行セザルトキハ總會ノ決議ヲ以テ除名スルコトアルベシ

第十四條

退會者又ハ除名者ノ既納會費、積立金及ビ持分權ハ如何ナル理由アルトモ返付セズ

第四章 役員

第十五條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク
一、理事會 十一名以内
二、副理事會 五名以内
三、監事會 五名以内
四、評議員會 十名以内
第十六條 會長ハ總會ニ於テ正會員ヨリ之ヲ選舉スルモノトシ、副會長、理事、監查役及評議員ハ正會員又ハ准會員中

ヨリ、總會ニ於テ選舉スルモノトス
 俱シ同點者三名以上アル場合ハ年長順ニヨリ順位ヲ定ム
 第十七條 會長ハ本會ヲ代表シ會務ヲ統轄シ副會長ハ會長ヲ補佐
 シ會長ヲ執行ス
 第十八條 監督役ハ本會ノ會計及會務ヲ監督ス
 第十九條 本會役員ハ名譽職ニシテ無報酬トス
 第二十條 但シ必要ノ場合ニハ實費又ハ手當ヲ給スルコトヲ得
 第二十一條 役員ノ任期ハ左ノ通り定ム
 第二十二條 會長ハ副會長ハ三ヶ年トス
 第二十三條 理事、監督役及評議員ハ二ヶ年トス
 第二十四條 但シ會計年度ノ中途ニ於テ任期ヲ満了スル場合ハ次ノ定
 時總會終了迄任期ヲ延長スルモノトス
 第二十五條 補缺者ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トシ特ニ其ノ必要ナキ
 トキハ次ノ改選期迄補缺ヲナサザルコトヲ得
 第二十六條 會長ハ必要アリト認ムルトキハ會務ノ範圍ヲ理事會ニ
 諮リ臨時ニ會員中ヨリ委員若干名ヲ任命スルコトヲ得
 第二十七條 本會ニ主事一名、事務員若干名ヲ置キ會長之レヲ任免
 ス

第五章 資産及會計

第二十二條 本會ノ資産ハ基本金、會費及寄附金其ノ他ノ收入金ヲ
 以テ組織ス
 第二十三條 本會ノ經費ハ基本金ノ利子、收入會費、寄附金其ノ他
 ノ收入金ヲ以テ之レニ充ツ
 第二十四條 但シ理事會ノ決議ヲ經テ基本金ヲ經費ニ流用スルコトヲ
 得
 第二十五條 會費ハ其ノ年度ノ豫算ニ應ジ總會ニ諮リ必要ナル金額
 ナ決定スルモノトス
 第二十六條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十
 一日ニ終ル
 第二十七條 本會ノ豫算ハ理事會ノ承認ヲ經テ、決算ハ總會ノ承認ヲ
 經ルコトヲ要ス

第六章 會議

第二十七條 會計年度ノ終リニ於テ剩餘金アルトキハ之レヲ基本金
 ニ繰入レ又ハ翌年度ニ繰越スルコトヲ得
 第二十八條 本會ノ會議ハ左ノ五種トス
 一、臨時總會
 二、評議員會
 三、理事會
 四、委員會
 五、定時總會
 第二十九條 定時總會ハ每四月中一回會長之レヲ召集シ決議ノ承認
 ヲ求メ會務ノ報告ヲシテ重要ナル事項ヲ決議ス
 臨時總會ハ會長ニ於テ必要ト認メタル場合若クハ會員半
 數以上ノ請求アリタルトキ之レヲ召集ス
 理事會ハ會長、副會長及理事ヲ以テ組織シ會長ニ於テ必
 要ト認メタル場合若クハ理事半數以上ノ請求アリタルト
 キ之ヲ召集ス
 會長ハ監督役ノ意見ヲ徵スル必要アリト認メタル場合ハ
 其ノ出席ヲ求ムルコトアルベシ
 監督役ハ理事會ニ出席シテ意見ヲ陳述スルコトヲ得其場
 合ハ理事會同様決議權ヲ有スルモノトス
 評議員ハ會長必要アリト認メタルトキ之レヲ召集ス委員
 會ハ委員相互ニ申合ヒニヨリ之レヲ開クモノトス
 第三十條 總會ヲ召集スルニハ會議ノ目的タル事項ヲ指示シ少ク
 トモ開會五日前ニ通知ヲナスベシ
 第三十一條 總會ニ出席シ得ザル會員ハ本會會員ニ限リ決議權ヲ委
 任スルコトヲ得
 附 則
 第三十二條 會則ノ變更ハ總會ノ決議ヲ要スルモノトス
 第三十三條 本會事務施行ノ爲メ必要ナル細則ハ別ニ之ヲ定ム
 第三十四條 本會ニ規定ナキ事項ハ理事會ニ於テ適宜處理スルモノ
 トス
 第三十五條 本則ハ昭和十一年四月二十三日總會ノ決議ヲ經タルヲ
 以テ即時實施スルモノナリ 以上



支那事變一周年を迎へて

支那事變もこゝに一周年を迎へるに至つた。世界史に大きな渦紋を投
 げつけた盧溝橋事件……一發の銃聲に世界をゆり動かし了昭和十二年七
 月七日を想起せよ！
 この間我が忠勇なる皇軍の奮闘努力によつて、事變勃發以來僅々三箇
 月にして、支那の心臟部たる上海を抜き、半歳ならずして世界戦史に特
 筆大書すべき首都南京を攻略し、先般の徐州攻略によつて遂に歴史的左
 南支北支の連絡を完成し、國民政府に重層を加へ、政治的にも軍事的に
 も正に大なる動搖を與へつゝある。
 而して今までの戦果は戰鬪的の戦果である。更らに經濟的戰鬪が始ま
 り、また思想的戰鬪も開かれるであらう。今後の戦果の發展には、實に
 國民の精神力の堅固そのものが最後の勝利の鍵である。今日國民は眞に
 時局の永續性と、長期戦の如何なるものなるかを認識し、之に耐へ得る
 だけの大なる覺悟がなければならぬのである。
 然るに、戦局があまりに順調に進展すると、相手が少那であるとい
 ふ理由のために、國民一般に時局の重大性があまり切實に感ぜられてお
 ない、國民の緊張は、日露戦争當時ほどに高揚されてゐない憾みがある
 由來、然し易く冷め易きは、我國民性の一大欠陥にして、今次事變に
 於ても我が國民の緊張は昨年末首都南京攻略當時を最高調として、漸次
 弛緩の傾向にあり、殊に最近に於ては出征將兵歡送にも以前ほどの熱が
 ないようだ。實に由々しき一大事である。
 茲に支那事變一周年を迎ふるにあたり、我が國民は層一層緊張の度を
 加へ、東洋永遠の平和確立の大使命に向つて勇往邁進すべきである。

(鳴海)



＝◁ 言 頭 卷 ▷＝

支那事變一周年を迎へて

支那事變もこゝに一周年を迎へるに至つた。世界史に大きな渦紋を投げつけた蘆溝橋事件……一發の銃聲に世界をゆり動かした昭和十二年七月七日を想起せよ！

この間我が忠勇なる皇軍の奮闘努力によつて、事變勃發以來僅々三箇月にして、支那の心臓部たる上海を抜き、半歳ならずして世界戦史に特筆大書すべき首都南京を攻略し、先般の徐州攻略によつて遂に歴史的な南支北支の連絡を完成し、國民政府に重壓を加へ、政治的にも軍事的にも正に大なる動搖を與へつゝある。

而して今までの戦果は戰鬪的の戦果である。更らに經濟的戦鬪が始まり、また思想的戦鬪も開かれるであらう。今後の戦果の發展には、實に國民の精神力の堅固そのものが最後の勝利の鍵である。今日國民は眞に時局の永續性と、長期戦の如何なるものなるかを認識し、之に耐へ得るだけの大なる覺悟がなければならぬのである。

然るに、戦局があまりに順調に進展すると、相手が支那であるといふ理由のために、國民一般に時局の重大性があまり切實に感ぜられてゐない、國民の緊張は、日露戦争當時ほどに高揚されてゐない憾みがある由來、熱し易く冷め易きは、我國民性の一大欠陥にして、今次事變に於ても我が國民の緊張は昨年末首都南京攻略當時を最高調として、漸次弛緩の傾向にあり、殊に最近に於ては出征將兵歡送にも以前ほどの熱がないようだ。實に由々しき一大事である。

茲に支那事變一周年を迎ふるにあたり、我が國民は層一層緊張の度を加へ、東洋永遠の平和確立の大使命に向つて勇往邁進すべきである。

(鳴濤)

燃料局長官諮問事項答申書

互助會石炭株式會社
社長 野上辰之助

去る五月二十八日附一三燃二第五六八號を以て燃料局長官竹内可吉氏より本社野上社長宛に石炭の圓滑なる需給調整並に炭價を適正に維持せしむる具體的方策の諮問事項に關し六月六日の重役會並に理事會に於て野上社長、武内專務、山本、藤井各取締役、本會監査役、西本理事を起草委員に選任し十一日委員會を開きて作成した答申書は左の如くである。

燃料局長官諮問事項答申

(A) 石炭ノ確實且圓滑ナル配給ヲナシ以テ需給ノ調整ヲ圖ルニ必要ナル具體的方策

本案ハ準戰時體制下ノ時局ニ當リ夙ニ監督官廳ヲ始メ輸送引受宜廳、生産消費兩業者並ニ一般大衆ノ間ニ普ク提唱セラレ諸案討議セラレタルモノニシテ其方策ノ論議ニ付テハ恐ラク盡サレタルノ觀ナキニアラズ、刻下ノ問題トシテハ如何ニシテ速カニ之ヲ實行ニ移スカニ在リ今其具體的方策ヲ論ズルニ先テ現行石炭鑛業ノ自治統制々度ノ機構並ニ其職能ニ付テ之ヲ批判シ併セテ其是非ニ關シ卒直ニ意見ヲ開陳シタシ、石炭鑛業聯合會ハ各地方鑛業組合ヲ統卒シテ全國主要炭山ノ生産高ヲ取纏メ昭和石炭株式會社ハ石炭ノ販路及賣値ノ協定ヲ行フヲ主眼トセリ、全國石炭ノ需給調節ヲ得タル場合ハ極メテ平穩ニシテ適切ナル機關ノ如クナレドモ其機構ハ飽ク迄各會員又ハ株主ノ對立的存在ヲ條件トシタル協議機

關ナルガタメ其拘束力ニ絶對性ガナイ事恰モ國際會議ノ夫レニ類スルモノガアリ、万般ノリスクヲ共同計算ニ移ス事ヲ絶對ニ許容セラレズ又其必要ヲ認メナイ事ヲ本質トスルヲ以テ小我ヲ棄テ、大乗的見地カラ五議スルト言フ事ハ理論ハ別トシテ實際ニハ期待シ難イ事デアアル所謂統制規約ナルモノモ專ラ過剩炭ノ共同處分ニヨル鑛主ノ救濟ヲ主眼トセルモノナリ、大正十四年春昭和石炭ノ前身タル甲子會ガ販賣協調機關トシテ大手筋鑛主ノ間ニ組織セラレテ以來昭和七年末現在ノ昭和石炭會社ガ設立セラレ、迄ノ約十年間又昭石設立後現在迄ノ五ヶ年餘ノ事實ガ其間ノ消息ヲ如實ニ物語ツテ居ル、然ルニ聯合會及昭和石炭會社ガ國內ノ石炭需要ニ對シ供給ノ責任ヲ負フガ如キ態度ヲ持シ世間又之ヲ容認セルガ如キモ右ハ根本ニ於テ重大ナル錯誤アルモノト信ズ生産ト消費トノ間ニハ相互責任分擔ノ關聯ナシ、恰モ過去十數年間供給過剩ニ災セラレタル當時之ガ消費ニ關シ需要者側ニ何等ノ責任アル事ナク、監督官廳亦會テ之ガ救濟策ヲ考慮シタル例ナカリシト同様ニ刻下ノ石炭需要膨脹ニ對シ業者ハ責任ヲ負フベキ根據ナキモノト言フヲ得ベク果シテ然ラバ其業者ノ協調機關ガ國內全需要ニ對シ供給ノ責任ヲ自負スルガ如キ態度ヲナスハ全ク僭越トモ言ヒ得ベク現ニ昨十二年度ノ需給バランスノ不均衡、需要豫想ニ對シ供給不足二百万噸餘、今十三年度ノ需要豫想五千万噸餘ヲ計上セルガ恐ラク一割以上ノ供給不足アルモノト豫見セラレ、此需給不均衡ニ對シ責任ノ歸着スル處ナキ次第ナリ、茲ニ於テ非常時下動力國策上（石油及電力ノ需給ト併セ考慮シテ）ノ見地ヨリ石炭ノ増産ガ絶對的急務ナリトセバ現行自治制度ノ是非ヲ檢討シ之ニ加味スルニ極メテ合理的ナナル強制力ヲ配シ同時ニ補償制度ヲ確立シテ責任ノ歸着ヲ明カニシ以テ其目的ヲ遂行スル外ナキモノト思惟ス

石炭鑛業互助會ハ中小鑛主ノ協調團ナルガ其間ノ事由ヲ能ク洞察シ石炭鑛業自治統制ノ實ヲ擧ガ産業報國ヲ完ウスベク常ニ聯合會及昭和石炭ノ需給對策ノ可含ヲ檢討シ其動向ニ留意シテ之ヲ善導シタル事ハ過去ノ業歴之ヲ證明セリ、其間互助會ヲ目シテ單ニ私利ヲ計ルニ止マル如キ見解ヲナスモノアルモ右ハ橋ノ一半ヲ瞥見セルモノニシテ當ラズ、

近年五助會ノ需要者側ニ要求シタル炭價ノ如キハ一面條件不利ノ稼行ニヨル業蹟不振ヲ補填シ進シテ増産ニ努メントシタルモノ勿論ナルモ他面之ヲ大資本ニヨル有力鑛主ニ均霑セシメ所謂炭業報國ノ實ヲ遂行シテ國難ヲ突破セントスル赤心ニ出タルモノナル事ヲ注目セラレタク茲兩三年間ニ五助會ノ主唱ニヨツテ炭業全般ニ齎ラサレタル増加資金ハ數億万円ニ計上シ得ベシ而シテ其結果ハ四、五年後ニ於テ大小鑛主ノ増産トナリテ具現スベク、若シ五助會ノ無我的努力ナカリセバ刻下及向後ノ急迫セル國勢ニ備フベキ石炭ノ増産計畫ハ一、二ノ財閥以外先ヅ期待シ難キトコトナルベシ、此意味ニ於テ五助會ノ存在ハ天祐的トモ評價セラルベク一部中小鑛主ノ利得ノ如キ渺タル問題ナリ、此點特ニ其間ノ誤謬ヲ指摘スルタメ一言附記シタリ

而シテ具体的方策トシテ提案スルモノ左記ノ通り

(一) 監督官廳ノ擴張

國家統制力ノ發現ヲ期待ス、先頃監督局分駐所建設ノ議アリ、然レ共經費不足ノ爲メ生産業者モ其ノ一部ヲ負擔シタリ、斯クノ如キ微温的ノ處置ニヨラズ徹底的ニ其内容ヲ擴張シ名實共ニ監督ノ實ヲ舉ゲラレタシ、吾人ハ曩ニ重要鑛物増産法ノ制定公布アル事ヲ豫期シタリシニ増産法ハ未ダ適用ノ實ナク石炭業法ノ制定モ噂ニ止リタルハ甚ダ遺憾トスル處ナリ

(二) 可採埋藏量ノ測定ト鑛區整理

全國各炭田別及各鑛主別ニ可採炭量ノ公認的測定ヲ期シ度シ之ガ公査機關ハ官氏ヨリ代表者ヲ互選シテ組織セシメ最短期間ニ之ヲ實行スベシ、鑛主ノ不合理的分有ニヨツテ可採量ヲ死藏セシムルモノ少カラズ、而カモ多クノ關係業者ノ自決ニ放任スルタメ私利の見解ノ下ニ葬ラレツ、アリ、監督官廳ハ須ク積極的ニ(若シクハ強制的ニ)之ガ整理ヲ行フベキナリ

(三) 稼働力不足充填並鑛夫統制組合設立希望

全國石炭鑛夫數、鑛夫一人當一ヶ年採掘高實蹟ハ公知ノ通り増産ニヨル鑛夫數ノ充足亦自ラ豫定シ得ベシ、之ガ充足ヲ謀ル方法ハ各鑛主ノ自治ニ任ズルカ、強制方法ヲ攻究スルカ、他産業稼働者トノ各種條件ノ對比考査、生産業者ノ意見ヲ徵シ監督官廳ト關係府縣當局ト協力、指導ノ地位ニ立テテ處理セラレ度シ、而シテ鑛夫ノ統制ニ關シ何等ノ措置ヲ講ゼザルハ甚ダシキ怠慢ナリ、業者間ノ爭奪、浮動的特性ヲ放任スル事ハ不可ナリ、全國鑛夫ノ異動率月平均一割餘、之ガ稼働能率低下ハ月約二割五分乃至三割ニ及ベシ、本件ハ獨リ能率低下ノ損失タルニ止ラズ、淨動スル稼働者ノ生活不安定ヲ放置スル事ハ社會公德上ノ問題ニシテ其責ハ監督官廳及使用者ニ歸スベキモノナリ昭和十一年十一月五助會ガ率先提唱シタル之ガ統制規約案大樣別記ノ通りナリ、此問題モ亦國家強制力ノ發動ニヨツテ目的ヲ達成シタシ

尙現下勞働者充足實現ノ具体的方法トシテ政府ハ増産ニ必要ナル勞務者三萬人也國權ヲ以テ配慮願タシ(半島人若シクハ國內餘剩勞働力)

(四) 非加盟炭鑛ノ加入促進

現在生産者自治統制機關トシテ石炭鑛業聯合會並ニ石炭鑛業五助會アリ之レ以外ニ非加盟炭鑛アリ刻下ノ狀勢ニ鑑ミ非加盟炭鑛ハ至急自治統制機關タル以上ノ兩會ニ隨意加入セシムベキ事ヲ配慮煩ハシ度キコト

(五) 資金融通

1 政府ハ増産獎勵ノ實現促進ノタメ石炭鑛業ニ對シ適切ナル金融機關ヲ設定シ増産擴充ニツキ特ニ指導セラレタシ、現在金融機關トシテハ日本興業銀行ヨリ融資ノ方法アルモ諸條件複雑且ツ銀行業務ノ目的ヲ主限トセラハ、タメ業者ノ利用甚ダ困難ナリ、鑛業專用ノ特殊金融機關ノ設立ヲ理想トスルモ之ガ急速ナル實現困難ナラバ現存機關ノ利

用擴大ニツキ攻究セラレタシ

2 第一項金融機關設定ノ外個人法人ヲ問ハズ現在投資資金償却ニ就テ大藏省ハ石炭鑛業ノ特異性ヲ認メ該資金償却年限ヲ短縮シ鑛業ヲ安全ノ位置ニ置ク事各事業主ハ資金償却ヨリ得タリモノヲ増産擴充ノ資ニ還元スベシ

(六) 石炭鑛業用諸材料ノ圓滑ナル供給(説明省略)

(七) 運輸並ニ積込機關ノ擴充―運送引受人(鐵道省ヲ主体トス)トノ協調速進

石炭ノ陸上輸送及積込作業ハ一部ノ例外ヲ除キ全國學ゲテ鐵道省ニ一任セリ、輸送機關ノ過不足ト全國石炭需要應給下ノ調節ニ付テ責任ノ歸結何處ニアリヤ、石炭鑛業ノ監督官廳ハ輸送引受ノ大宗タル鐵道省トノ間ニ協調ノ用意アリヤ、現行ニテハ凡テ業者又ハ業者ノ團體ト鐵道省トノ折衝ニ任セアルガ國策上ノ見地ヨリシテ更ニ之ヲ強化スル方法ヲ攻究セラレタシ、業者ハ運輸ノ萬全ヲ期スルタメ鐵道當局ニ對シ輸送機關ノ擴充增配港灣設備ノ擴張改築或ハ操車場移轉港灣浚渫等陳情懇談有ユル手段ヲ盡シ居レリ鐵道當局亦努力懸命セラル、モ多クノ場合隔靴搔痒ノ嫌ナキニアラズ、冬季需要期ニ於テ山元増産ガ多ク坑所貯炭トシテ殘サル、例不少ナリ、此間今一段關聯事務共同攻究ニヨル速進方策ノ樹立ヲ切望スルモノナリ、

今試ミニ全國石炭産額ノ主要部タル筑豊炭田ニ付テ門司鐵道局ノ輸送貨車配給數ヲ檢討スルニ大略左記ノ通り

(一) 石炭貨車臺數ト送出炭量トノ對比(筑豊計)

年次	貨車總臺數	増率	産額(單位千噸)	増率
昭和元年	五、四一〇	一〇〇	一一、六三五	一〇〇

昭和七年	五、四一〇	一〇〇	一〇、四二五	八三
昭和十年	五、五二〇	一〇二	一四、六八四	一一六
昭和十三年	六、六〇〇	一二二	一九、〇〇〇	一五〇

(二) 汽帆船積込能力ト積荷數量トノ對比(若・戶・計)

年次	炭積機積込能力(單位千噸)	増率	積荷數量(單位千噸)	増率
昭和元年	七、四六〇	一〇〇	八、三五六	一〇〇
昭和七年	八、一五〇	一〇九	七、二九四	八七
昭和十年	八、四五〇	一一三	九、七四六	一一七
昭和十三年	一〇、二五〇	一三七	一二、一五一	一四五

(八) 消費節約ノ勵行(不急物資生産制限ニヨル節約ヲ含ム)(説明省略)

(B) 炭價ヲ適正ニ維持セシムルタメノ具体的方策

重要物品タル石炭ニ公定相場ノナキハ寧ロ奇異ノ感ナキニアラズ他重要物品ガ各公定相場アルニ反シ獨リ石炭ニ之ナカリシハ如何ナル理由ニ據ルモノナルカ、今之方事由ヲ檢討スレバ凡ソ左記事實ヲ列舉シ得ベシ

(一) 過去十數年間需要供給ノ調節ガ常ニ不均衡ナリシ事

供給過多ノクメ終始優勝劣敗ヲ繰返シ鑛業經營ガ容易ナラザリシ事、而シテ監督官廳、消費者全ク之ガ救済ニ無關心ナリシ事

- (二) 事業自体ガ危険性ヲ含ム事
- (三) 生産費ガ鑛業條件ニヨリテ多大ノ差等アル事
- (四) 稼行炭層ノ壽命ニヨリ投下資本ノ償却ニ差等アル事
- (五) 生産品ノ品位一定セザル事
- (六) 陸上海上ノ積込運搬ノ諸掛ガ千差萬別ナル事
- (七) 代金回収ニ多大ノ不安ヲ伴フ事

之ガ證左トシテ二、三ノ大資本鑛業家ヲ除ク他ハ大中小各鑛業家共終始維持費ト新營企業費ノ資金調達ニ奔命ナリシ事過去ノ業史ニ徴シ明カナル處ナリ

凡ソ物價ハ其需給ノ消長ニヨリテ上下セラル、コト公定原則ナリ、炭價亦此經濟原則ニ基キテ變動アリタル事勿論ナルガ上記諸種ノ特異性ガ織込マレタルクメ一般物價ノ推移ト著敷趣ヲ異ニセルモノナキニアラズ、即チ過去永年炭價ニ公定相場ナカリシ所以ナリトス

然ラバ公定相場ヲ評價スル事不可能ナリヤト謂フニ然ラズ凡ソ坑所手取ノ目安値段ヲ評價シ得ベシ

右目安値段ニ消費地迄ノ公正ナル諸掛ヲ加算シ之ニ一定限度ノ利潤ヲ加ヘ消費地別卸値段ヲ豫定シ得ベシ、而シテ之ガ査定ニハ左記各種條件ヲ加味スルヲ要ス

- 1 品位ニヨル格付ヲ公定スベキ事
- 2 右格付ハ全國一率ノモノト地方別ノモノトヲ併用スル事(即チ北海道内各地方別・常磐・山口・筑豊・福岡・松浦・西九

州・朝鮮・臺灣等)

- 3 特殊炭即チ瓦斯原料炭、純淨物炭等ハ別個ニ考慮スル事
- 4 採掘條件ノ良否ニヨル生産費ノ多寡、地方別ニヨル生産費ノ多寡、償却條件ノ良否ニヨル償却費ノ大小ヲ検討スル事

5 賣値(大卸)ハ(一)―(四)ノ各種條件ヲ按配シテ査定スル事

6 仲買商經由ノ賣値ニハ店費及利潤ノ限度ヲ大約公定スル事(大卸・中卸・小賣各別)

7 炭鑛施設ニ關シ投下資本ヲ査定公認シ需要ノ變移ニ伴フ事業經營上ノ不安ヲ除去スルクメ補償制度ヲ確立スル事

8 需要者ノ不合理ナル値段査定、引渡條件ハ必ず強制的ニ是正スル事

以 上

鐵鋼の自治的統制について

福岡鑛山監督局鑛政課長

榎 本 勝 造

東洋永遠の平和を確立し、日滿支共存共榮の一大國是を斷行せんとし、今や我國は蔣介石政權の徹底的撲滅を期しつつ、あるが、それには大なる國民的覺悟を要する。何となれば、蔣政權の撲滅はその背後にある一つの勢力の撲滅を意味する

からである。

「相手にせず」の對蔣介石聲明は單なる外交辭令や嚇し文句では決してない。わが外交方針、對外作戰全般の劃期的轉換を意味し、又對内的には、わが政治、經濟、文化等の全面的改革が要求されることを意味する。

この聲明が發せられた途端に官民一致して長期戰に對應すべく革新的意氣を以て國內諸政策の統合確立をなし、事變の最終目的達成への體制整備に向つて全力を集中せなければならなかつたのである。

殊に我が産業界に於ては今後の持久戰に備ふる爲に益々その生産能力を擴充し、これを軍事目的遂行に集中する必要がある。又その擴充及集中を最も効果的ならしめ、しかも國民經濟の維持に支障なからしむる爲には國家全體の經濟活動につき計畫性を與ふる必要がいよゝ緊切となつて來たのである。今回實施された鐵鋼の配給統制も斯る國家的要求の一具體化に外ならぬ。

二

元來我國に於ける製鐵事業は近年飛躍的發展過程を辿り自給自足の域に達したのであるが今次事變の勃發に伴ひ鐵鋼の消費が一般に著しく増加した爲め従来の需給分野に著しい變化を來し、此の儘放置すれば軍需品製造乃至は生産力擴充に一大支障を來す虞がある。そこで商工省では今回事變下に於ける鐵鋼需給の調整を圖り、その配給を優先的に軍需及生産力擴充に集中せしむることとなつたのである。勿論今度の鐵鋼の配給統制は目下の價格別法的根據に依り權力を以て行はんとするものではない。民間當業者の自治的良心に信頼して自主的に行はんとするものである。此れが爲め民間業者を加へた官民合同の鐵鋼統制協議會を中央に設けそこで、鐵鋼配給の具體的實施計畫を作成し、その計畫に基いて各地方に各消費部門別に設立せられた自治的統制團體が鐵鋼の配給に當ることとなつたのである。であるから各地の各鐵鋼消費者は差當り當該地方の自治的統制團體に加入しなければ今後の鐵鋼の配給を受けることが難かしくなると思はれるから此の際

急速に加入するの要がある。

三

然らば鐵山監督局管内には如何なる統制團體が設立せられたかと云へば石炭鑛業に付ては石炭鑛業聯合會所屬團體として九州石炭鑛業懇話會鐵鋼統制協議會及宇部鑛業組合鐵鋼協議會があり又聯合會々員以外のものとしては鐵鋼材統制互助會協議會があり、夫々其の會員炭礦に對して配給割當をなすこととなつて居る。又以上の團體に屬せない中小炭山に對しては今回監督局の肝入りで、それ等炭山を打つて一丸とした福岡地方石炭山配給統制協議會が設立せらるゝに至つた。

石炭山以外の金屬、非金屬の各鑛山に付ては福岡地方石炭山配給統制協議會が成立し之が配給割當を行ふ事になつた。石炭鑛業者及金屬鑛業者よりは中央統制機關たる鐵鋼統制協議會に代表者を各一名宛出す事になつて居るが、幸ひ石炭鑛業にありては全國的に會員を持つてゐる石炭鑛業聯合會より全國石炭業者を代表する意味に於て一名出し、金屬鑛業者よりは今回中央に結成せられた鐵山配給統制協議會聯合會(各鐵山監督局別鐵山配給統制協議會の代表者を以て組織する)より一名出して夫々鐵鋼統制協議會委員として參加することになつてゐる。

四

當局管内には以上述べた様な配給統制機關が各鑛山に對する割當配給をすることになつたのであるが、それ等の團體の日常行ふ業務はどんなものかと云へば大體左の通りである。

- 一、中央機關たる鐵鋼統制協議會より割當て、來た數量を各會員に割當配給すること
- 二、前記の割當を完了したならば其の結果を監督局と商工省に通報すること
- 三、配給統制に必要な需要量調査を三月に一回行ひ之を商工省と監督局に提出する事(七、八、九の三月の需要量調査は此際至急之を行ひ六月十日頃迄に取纏め提出することを要する)

四、各鑛山より割當てた範圍内に於て證明書の申請があつたならば證明書を出すこと

五

以上述べた様な機構で消費者たる各鑛山に鐵鋼は配給せられるのであるが斯る配給統制を確保する爲同時に生産業者及販賣業者をして其の生産乃至販賣を統制せしむる必要がある。そこで現在の生産業者團體たる鋼材共販機關をして生産割當を爲さしむると共に全國に散在する鋼材の販賣業者をして其の指定問屋に付ては全國一團として、又特約店に付ては各地方別に商業組合を結成せしめ販賣統制を行ふ事になつてゐる。

配給の合理化と云ふ觀點よりすれば寧ろ此の際思ひ切つて中間商人を除外し生産者より直接消費者へ配給せらるゝ事が理想ではあるが、斯くては永い間それによつて生活して來た販賣業者の生活權を奪ふ事になるので從來通り一定の口錢を認めて販賣せしむる事になつたのであらうからその方面に對する監督が今後一層強化され従つて鐵鋼に對する價格もそれにつれて當然統制せらるゝ事にならう。

斯くの如く生産、販賣及消費が完全に統制せらるゝこと、なつた以上各鑛山に對する今後の鐵鋼の配給は比較的圓滑化されるものと思ふ。

六

斯る機構を通じて鐵鋼は配給せられるのであるが配給統制の對象たるべき鐵鋼は普通鋼材及鉄鐵にして特殊鋼材は之を含まない、又普通鋼材にしても加工したるものは今回の統制の對象から除外されて居る従つて鑛山に於て必要とする器具機械は從來通り取引關係のある製作工場に注文すれば「メーカー」は其の注文書に依つて自分の加入して居る統制團體から證明を得て材料を購入して、それで注文書を製作して鑛山に納入してくれるから加工品に對しては鑛山は格別問題とするの要はない。

今後の配給統制の對象たる鋼材は然らば如何なる順序で各鑛山に配給割當てられるかと謂へば中央の鐵鋼統制協議會で石炭鑛業及金屬鑛業別に數量を決定し更に之を鑛山監督局別に細分し割當ることゝなつて居るが石炭鑛業に在つては更に之を石炭鑛業聯合會に屬するものと其他のものゝと大別して割當てゝくるから管内の各統制團體は大乗的見地からお互に協調して監督局と綿密な連絡をとり各團體別に之を分割協定し、更に之を各々所屬會員に對し割當てることゝなつて居る斯くして割當てられた鑛山は自分に割當てられた範圍内で其の屬する統制團體の證明を得ておけば何處からでも購入する事が出来る。

従つて從來各鑛山の用度品を一括本社で購入して居る向では證明書を本社に送つて本社で買つて貰へばよいのである。若し本社で異なる鑛山監督局管内に鑛山を經營する場合に於ては監督局と連絡をとり必要に應じ各鑛山間に融通し合ふ事も出来るし又自分の割當てられた數量を他人に譲渡し得ることになつて居る。

七

配給の具體的方法としては、大體證明書又は配給票による切符制度を適用するものであるが斯る具體的配給方法は各統制團體によつて夫々異なる。従つて茲で一括説明することは困難であるから省略する。不明の向は關係統制團體に問合せられ度い。然らば斯る配給統制特に證明制度又は切符制度は何時より實施されるかと云ふと當初は四月乃至六月の期間より實施する豫定にて諸般の準備を進めて來たのであるが需要者に付て統制團體を組織することのみでも諸般の關係より相當の期間を費さねばならぬので已むを得ず其の實施が延引し漸く六月一日より實施せらるゝ事になつたのである。既に各鑛山宛鐵材の割當數量は決定し夫々割發通知は各鑛山に發送せられた筈だから各鑛山は其の割當數量の範圍内で其の屬する統制團體の證明を得なければ鐵材を自由に手に入れる事が出来なくなつた譯である。

茲に特に注意願ひたい事は右割當額と既注文の關係である。右割當額中には本統制實施前の既注文のもので四月以降納

入済の分をも含むからして事實統制團體の證明を貰つて買へるものは割當額中より右納入済の數量を除いたものに止まる又既註文品で未だ納入せられないものについては本統制實施と共に之を誤破算にして新規時直しにやるのが理想であるが斯くては契約當事者に不測の損害を蒙らす虞があるので本統制に當つては暫定的に此種既註文の關係を認めることになつたから既註文品で未だ販賣業者より納入を受けられないものがあれば六月以降の月別受入高を所屬統制團體に届出でその註文の契約書寫に團體の證明を貰つて置く必要がある。此の際その證明を貰つて置かぬと、後日註文先から註文品の納入を拒含されることを豫想せねばならぬ。

八

以上は今回實施せられた鐵鋼統制の概略であるが曩にも述べた様に本統制は何處までも業者の自治精神を根幹として物資供給の調整を圖り、わが財政經濟の體制をして非常事態に即應せしめんとするものであるから、これが實行に當つては各方面に種々の摩擦が生ずることは避け難いと思ふ。此の點については當局に於ても出來得る限り善處する積りであるが業者に於かれても層一層の革新的認識を以敢て然起つてこの困難を克服し本統制の有終の美果を收むる様堅き心構へを必要とする。

自治！それは當業者に與へられ絶好のチャンスである業者は此の機會を確かり把握し、一致協力苟も私無く奉公の誠を致し本統制實施の時代的意義を十分に自覺し己が負擔する國家的並に社會的使命を果すに決して吝であつてはならぬ。自治的統制より國家統制への轉換は業者の一大恥辱である。斯る轉換が永久に來らざらん事を業者の爲特に熱望する次第である。

(終)

鐵鋼配給統制に就て

商工省鑛山局長 小金義照

本文は六月九日日比谷公會堂に於ける東京鐵工機械同業組合定時總會に於ける小金鑛山局長の講演速記である

(一)

今日は鐵鋼配給統制に關し大凡の御話を申上げ度いと存じます先づ第一に鐵鋼配給統制を何故に強化しなければならぬかと謂ふことに就て——之は皆様よく御承知のこと、存じますが簡単に申上げることに致します、近代の戰爭の特徴の一は莫大なる物資を費消することに在るのであります、其の國の重要物資は擧て戰爭遂行に動員されなければなりません、就中鐵鋼は兵器、彈丸其の他の軍需品の材料の最も重要なものであります、これは申す迄も御座いませぬ、即ち一塊の鐵鋼も最も國家的に有効に利用せられねばならぬのであります、更に又軍需品の調達に遺憾なくらしむる爲めには軍需品の製造能力及び鑛業、重工業等の基礎産業の能力を大いに擴充する必要があるのであります、殊に今日の如く重要物資を外國より輸入するに云ふ現状を打開し自給自足を達成せねばならぬ情勢下に於きましては萬難を排して之を遂

行せねばならぬのであります、即ち我國の重要國策としての生産力擴充の意義も實に此處に在るのであります、之が實施に當りましては多量の鐵鋼を必要とするのであります、例へば金、石炭等の増産を圖る爲めの選鑛工場製鍊工場を作るに致しましても鐵を造る製鐵工場、機械工場を増設致しますにしても鐵鋼を大量に要求致します、斯様に致しまして鐵鋼の需要も云ふものは非常なる増加を來して居るのであります、之に對しましては先づ供給を増加するといふ措置が執られねばなりません、此の供給の増加の根本を爲しますものは云ふ迄も無く日漸支を運する鐵鋼生産力の擴充であります、政府に於きましては之が急速なる實現に邁進して居るのであります、御承知の如く製鐵資源の開發、製鐵設備の建設には相當の日子を要するのであります、従つて之等設備の完成に至るまではさうしても輸入を増加する方法に依ることに相成るのであります、ところがこの輸入に付きましては、

現在の情勢に於きましては、國策收支の關係から相當の制限を受けざるを得ないのであります、即ち現在の我が國の輸入力は我が國が商品として外國に輸出致しました代金或ひは船舶收入と或ひは金の増産額とか、云ふものを大體の制限を致して居ります、即ち日本品の輸出が増加すれば外國品の輸入を増加し得ること、相成るのであります、この輸出に付きましては各般の措置を講じ其の増産に萬全の努力を拂つて居りますが一朝一夕に之を増加致すことも仲々困難な事でありまして、寧ろ最近の統計に依りますと輸出が相當減退の止むなきに至つて居る様な状況であります、斯様な理由で外國鐵鋼の輸入の増加と云ふことも仲々むづかしい事情に在るのであります

X X

以上を要するに是非供給をせねばならぬ需要は非常に増加致しますが、差當つての供給は之に伴ひ兼ねることも状態であるのであります、斯様な事態に處して参りまする爲めには一般の鐵鋼の需要に對する供給は減らしても軍需品の製造又は生産擴充に供する鐵鋼の供給の圓滑を圖らねばならぬのであります、戦争の完全なる遂行の爲めには、斯様な統制を行はざるを得ないのであります、之が目下鐵鋼の各方面の統制を強化致さねばならぬ

々自治的統制協議團體を組織せしめて鐵鋼の需要を調査せしむると共に鐵鋼の配給に參與せしむる必要であります、従ひまして先般來鋭意消費部門の組織化に努めて参つたのであります現在に於ては大體整備するに至つたのであります、即ち土木建築業に付きましては日本土木建築請負業聯合會、鐵道業に就ては鐵道鐵鋼協議會、造船業に就ては造船聯合會、阪神造船協議會及び關門造船協議會、石油事業に就ては石油業鐵鋼配給協議會及び石油礦業協議會、瓦斯事業に就ては帝國瓦斯協會、礦業に就ては石油炭礦業聯合會並に鑛山配給統制協議會及び同聯合會、電氣事業に就ては電氣事業鐵鋼配給會、機械鑛工業に就ては鐵鋼配給會及び各種工業組合が統制團體として配給統制に協力することに相成つて居ります、就中此の全國的工業組合の結成は從來の經驗から考へまするに實に至難のことであるのであります、非常時局に處する各位の熱心なる御協力に依りまして、全國八百を超ゆる工業組合が大體其の結成準備を終りつ、ある現状に對しまして滿腔の敬意と感謝を拂ふ次第であります、これ等の統制團體は其の部門に割當てられました配給數量を更に所屬業者に割當て統制をまつて行くことに相成るのであります

(11)

ぬ理由であるのであります、斯様な次第に基きまして一般の比較的不急と認められる需要を減らす爲めに政府に於きましては昨年十月末鐵鋼工作物許可規則を施行致しまして劇場とか、映畫館とかビルディングとか其の他此の際工事を繰延べても止む無し考へられまする建築物などに付きまして制限を行つて参りました、更に最近鐵鋼鑄物の製造制限に關する規則を實施致しまして、文鎮とか、灰皿とか、其の他四十七種の品目に付鉄鋼を以て鑄造致しますることを禁止制限致すに至りました、これも御承知の通りで御座います、之等の措置は我が國の國策遂行上誠に已むを得ない臨時措置でありまして、今後と雖も更に此の種の鐵鋼使用制限の強化を圖らざるを得ない情勢に在るのであります、が實際事業に従事致されて居りまする皆様に於かれましては非常な影響支障を受けらるゝ方々も多々居られること、考へられますが、今申上げました事情等を篤く御考慮下さいまして國策遂行に充分の御協力下さらんことを切望する次第であります

(12)

【一部略】第二に消費部門の統制に付て御説明申上げます、前述の様に製鐵業者の自治的統制機關の整備を圖りますと共に鐵鋼を合理的且つ公平に配給致します爲には需要者の側に於きましては夫

第三に配給機關即ち問屋の統制に付て御説明申上げます、前に申上げました様に生産者、消費者の兩方面に亘りまして強固なる統制機關の整備を圖つて居るのであります、兩者の中間配給機關であります問屋に付きましては同時に統制を強化しなければ配給統制の完璧を期することは不可能であること考へられるのであります、此の趣旨に依りまして問屋に付き指定問屋及び特約店毎に商業組合の結成を圖つて居るのであります、即ち鋼材共販組合の指定する指定問屋に付きましては全國一の商業組合を結成せしめ、特約店に付きましては地域別の商業組合を結成せしめて居るのであります、之等の問屋商業組合は共販組合と密接な連絡を執り其の指示に従つて鐵鋼の配給を實施して行かねばならぬことに相成つて居ります、斯く致しまして鐵鋼の統制は生産、配給、消費の各部門に一貫せる方針を以て遂行せらるゝこと、相成る次第で御座います、先程工業者の統制機關として工業組合をして之に當つることに付き申上げましたが、今後の配給統制上の工業組合の地位及び事業に就て御話申上げたこと存じます、工業組合は先づ第一に組合員の需要を正確に調査しなければなりません、今回鐵鋼の配給統制方法の成否は懸つて需要者の需要調査の正確なりや否やにあるのであります、この調査が不正確に相成りまじ配給

上色々な面倒なことが起りまして、延いては重要製品の製造にも影響を及ぼすのでありますので、此の機会に於きまして特に御願申上ぐる次第であります、第二に需要に對する供給の割當を決定することであり、工業組合に割當てられました鐵鋼を更に組合員毎に割當配給を行ふのであります、即ち工業者は工業組合の證明書なくしては鐵鋼の購入を爲し得ざるに至るのであります、此の割當決定に當りましては公明にこれを行ふことの必要なるは申すまでもありません、第三に工業組合は製造製品の統制を行はねばなりません、工業組合員たる工業者が其の配給を受けたる鐵鋼は目下緊急とする需要例へば軍需品であり、また工作機械とか鑛山機械とか輸出品とかの製造に先づ當てることが必要であります、此のことは現下の時局に鑑み最も緊要なることであり、鐵鋼購入數量の割當を行ふ際に於きまして、充分其の製造製品の種類に付き考慮して戴きたいと存じます、第四に製造品種の轉換に關する事項であります、先程より申し上げて居りますことは今後製品の生産統制が強化されて参りますこと、此の際比較的不急なる製品の製造を致して居ります向に對する鐵鋼の供給は減少せざるを得ないのであります、従ひまして之が對策を致しましては出来る限り速かに製品の轉換を行ひまして軍需品とか其の他の緊

急なる製品のみ製造をいたすやうに轉換して行かなければならぬのであります、これが爲めには工業組合が中心に相成りまして之等の指導助成を行ふ様に致したいと存じます

〔四〕

次に鐵鋼價格の統制に就て申上げたいと存じます、鐵鋼價格の不當なる騰貴を抑制するの必要なる所以は今更申し上げる迄も御座いませんので、只今執りつゝある又は執らんとする價格政策に就て申し上げること、致します、鐵鋼價格の統制に就ては從來共販價值の統制が中心となつて居りましたが、今後は市場價格に付きましても嚴格なる方針を以て臨む方針であります、即ち從來共販組合の建値は問屋に賣渡す價格でありましたが、今後は問屋が實需家に賣渡す價格を建てさせること、致したいと考へて居ります其の値段以上に賣る問屋に對しては共販よりの供給の制限又は供給の停止或は指定問屋又は特約店たるの地位を剝奪するといふ様な制裁手段も考慮致して居ります、尙ほ暴利取締令を發動致すことも亦當然であります、斯く致しまして價格の維持に努めんとするものであります、値段の吊上げは屢々買手側の買焦りに基く場合もありますので買手側に於いても充分自願ひたいと存じます、以上鐵鋼配給に關し種々大維把のことであり、大體申

上げました

支那事變は今後盛々進展し國民は一大覺悟を以て此の非常時を突破しなければなりません、物資の供給に就ても今後益々統制が強化せられて参ること、考へられますが、如何なる統制と雖も、國

民各位の國家總動員的なる協力なくしては到底其の完全なる効果を期待し得ないのは勿論のことであり、今回の鐵鋼配給統制の實施に當りても直接鐵鋼を消費せらるゝ皆様方の今後尙ほ一層の御協力と御支援を切望致す次第であります

最近に於ける鐵鋼配給統制所感

商工省鑛山局鐵鋼課長 阿 部 豊

本稿は阿部課長が鐵鋼統制實施の趣旨を徹底せしむるため發表した意見である

今次事變の勃發に伴ひ總ての物資が戦争を目的として動員せられ各經濟部門が準戰時體制より戰時體制に移つて参りまして、軍需資材及各種生産力擴充の中心資材としての鐵鋼の需要は、著しく増加して参りました、鐵鋼生産力の擴充に必要な措置に付きましては、近來諸方策を講じつゝあつたのであります、増産計畫の完成迄に尙相當の期間を必要とし、現下の急激な需要を充たすことが不可能なのであります、一面輸入に就ても國際收支の關係

等で制限を受けざるを得ない情勢でありまして、従つて軍需其の他の緊急な用途に對する鐵鋼の緊急を確保するためには、綜合的に之が消費を調整することが軍事上にも産業上にも必要となつて來ました、そこで政府に於て鐵鋼の需要調整の強化を企てつゝあるものであります、只今から配給統制を中心として鐵鋼統制の大略を申し上げます。

二

先づ消費の制限に就て一言申し上げて置かねばなりません、昨年

十月已むを得ない臨時措置の一としまして土木建築に付或程度の制限を爲して來ましたが、更に今回銑鐵鑄物の製造制限に關する規則を制定公布しまして四十七種類の品目に付、銑鐵鑄物の製造を原則として禁止する様になつたのであります。右は中小工業者に及ぼす影響を考慮しつゝ、品種を指定しましたが、將來時局の進展如何によりましては、禁止品目を増加せねばならぬ様な情勢に立到るかも知れり知れないと同時に、鋼材を以て右禁止品目を製造することも望ましくないのであります。差當り鋼材の使用に就ては配給統制による制限を考へて居りますが、將來必要とあれば鋼材の消費制限に關する法令の制定も見るものと思料せられるのであります。右の様な法令を以て、消費の節約を圖りつゝあるのであります。單に其れ丈でありましては、緊急な用途に對し鐵鋼を供給し得ることを需給調整の趣旨徹底を圖ることが尙不充分でありまして、之と並行して配給の統制を強化し、一面配給に計畫性を與へますと同時に、供給を確保するの必要があるのであります。配給統制の強化を圖つて鐵鋼の計畫的配給を實施するには、先づ配給の具體的計畫を樹立せねばならぬのであります。此の具體案作成に付きましては官民合同して之に當る必要があるのであります。して之れが爲、本年二月商工省に鐵鋼統制協議會が置かれたので

給數量の不足を告げることを聞かぬのであります。今回の統制は單に生産制限のみを爲すのではなく、勿論緊急の需要増加に對し、供給を確保する目的より不急の需要に對し制限を加へます關係上、後者に就ては鐵鋼材の生産及消費の數量は減するのであります。若し統制を加へないならば、緊急な需要に對しても必要な供給をなし得ないし、又中小工場に廻るものも賣惜み等の爲出廻り數量を減じ、各方面とも一層の配給數量の不足を來すと思ひます。

四

次に配給の對象となり得る鐵鋼の範圍を申します。目下統制の目的となつて居りますものは普通鋼材と銑鐵でありまして、針金等の鐵製品には及びませぬし、普通鋼材及銑鐵でありまして、一般家庭用に消費せらるゝもの及び消費量年一疋未滿のものには割當をしないのであります。層鐵に付きましては、國內層鐵の統制が近く實施せらるれば層鐵全般の統制が行はるゝことになりまして、特殊鋼及合金鐵に就ても、近く統制が行はるゝ様目下準備中でありまして

統制は成るべく自治的機關を以て之に當らしむる方針でありまして供給の統制に付申します。普通鋼材は日本鋼材研究會の統轄下

あります。現在の鐵鋼の配給統制は、此の協議會を中心として行はれて居るのであります。そこで先づ、此の協議會の組織及性質を申し上げます。協議會は商工省鐵山局長を委員長とし、委員には關係各廳の關係官の外、民間側より製鐵業代表として日本製鐵株式會社より一名、鋼材販賣機關代表として鋼材聯合會、鋼材共販組合及び日滿商事株式會社より各一名、消費部門の代表として土木建築業、鐵道業、造船業、機械鐵工業、石油事業、瓦斯事業、鑛山業及電氣事業より夫々一名乃至二、三名參加しまして、定期間毎の鐵鋼の品種別生産數量、品種別輸入數量、各消費部門別配給數量及鐵鋼製品の輸出數量を決定致します。一定期間は一月より三月、四月より六月、七月より九月、十月より十二月と大體三月を以て區分して居ります。

三

これは時局の進展と輸出入等爲替關係が配給數量に影響を及ぼすことが大なので、其の期間を長くすることの出來ぬと同時に、一面に於ては、あまり短期間の爲計畫の樹立が煩瑣な事を考慮して決定されたものであります。其の期間の數量は決して一年間の四分の一ではありませぬ、其の時期に於ける情勢の下に於て、其の期間に配給し得る數量であります。尙往々統制によりまして配

に、鋼材九品目に共販組合がありまして、鋼材生産業者は之に加盟して居ります。協議會で決定した生産割當數量は、此の統制機關と連絡を圖ることによりまして統制し、銑鐵に就ては日本製鐵株式會社、日滿商事株式會社及び銑鐵共販株式會社をして密接な連絡を保たして統制を行ひますが、將來日滿銑鐵の一元統制機關が成立せば、内地銑鐵及び輸入銑鐵の統制の強化に役立つことなるのであります。

層鐵に就ては、輸入關係のものに於きましては、各業者等を中心とした統制團體がありますから、之と輸入業者と連絡を圖り其の機能を増充して統制を行ひ、國內關係のものに於きましては國內層鐵販賣業者をして之に當らしむる計畫であります。

五

需要の統制に付申します。是亦各消費部門毎に鋼制機關を作りまして、鐵鋼統制協議會で決定せられた割當數量を、更に各人に割當する様にする爲鋭意之が組織化に努めつゝあるものであります。供給者及需要者の中間の配給の統制に就ては從來鋼材共販組合の指定する指定問屋に付きまして、一國一つの商業組合を作り又特約店に付きましては地域別の商業組合を結成せしめまして之等の組合と密接な連絡を保つて配給の統制を圖つて行く仕組であ

ります。

以上の三つの統制機構が確立して初めて必要な所に必要な数量の鉄鋼が流れて行くのであります

次に鐵鋼統制協議會と、上記三種の統制機構の關係を、即ち如何なる經路を取つて鐵鋼に配給が行はる、やを、造船業に於ける普通鋼材を例にとりまして需要量の査定割當制と配給制、證明制度又は切符制度、其の實施時期等に就て申し上げます

六

消費部門の一つの統制機關たる造船業に於きまする造船聯合會は、造船業に必要な鋼材の需要量を、種類別に、而も其の鋼材に付き造船業者自ら使用するものと、他の業者に於て鋼材を使用して加工する製品の需要とに分ちて調査致しまして、鐵鋼統制協議會に提出致しまするのであります

鐵鋼統制協議會は、各消費部門より提出されました需要量を検討し、需要に對する緊急の有無鋼材の生産數量、輸入數量等の關係を考慮して、其の配給數量を決定し、各部門毎に割當を致します

割當を受けました造船聯合會は其の數量が、需要數量を滿すに充分ならざる場合に於きましては、會員たる造船業者間に更に

自治的に割當を行はねばならぬのであります、此の際に於きましては、造船業者間の需要用途の内容、設備の程度、從來の鋼材使用実績等を參酌して決定すること、なるのであります、而して造船業者に割當てられたる鐵鋼材中、造船業者自ら使用するものに就ては造船業者に配給を行ひ、需要する製品の製造加工が他の業者に於て行はれ、其の製造加工業者が從來鐵鋼の購入を爲すものであるときは之に要する鐵鋼材に就ては直接鐵鋼を購入する製品の製造加工業者に配給する仕組になつて居ります

機械鐵工業者中、機械の製造業者と鑄物の製造業者との關係に於きまする鉄鐵の配給に付きましては、同様の配給方法が行はれるのであります

而して割當額を超過して割當を受け得られないと同時に、割當てられたる範圍内に於て、而も其の範圍内に於ては必ず割當を確保し得るのである。

全國安全週間舉行要綱

福岡鑛山監督局

日本鑛山協會福岡地方常務委員會

第十一回國民精神總動員

全國安全週間舉行要綱

建築扶助會及社團法人日本鑛山協會

八、事業主ニ於テ實施スベキ事項

- 一、名稱 國民精神總動員全國安全週間
- 二、目的 本年舉行ノ第十一回全國安全週間ニ於テハ現下ノ情勢ニ鑑ミ國民精神總動員ノ趣旨ニ則リ従業員ノ災害防止及保健衛生ニ格段ノ努力ヲ拂ヒ以テ勞働力ノ維持増進ヲ圖リ生産力持久ノ基礎ヲ固メントス

- 三、標語 安全報國銃後の護り
- 四、期間 昭和十三年七月一日ヨリ七日迄一週間
- 五、主唱 厚生省勞働局、商工省鑛山局
- 六、協賛 國民精神總動員中央聯盟
- 七、主催 財團法人協調會產業福利部、財團法人土木

(一) 安全委員會(安全自治團體ヲ含ム)充實及活動

安全委員會ノ設ケアル所ニ於テハ其ノ内容ヲ充實シ安全週間ノ計畫竝之ガ實行督勵ノ任務ニ當ラシムベク未ダ其ノ設ケナキ所ニ於テハ此ノ際委員會ヲ新設スルコト

(二) 安全祈願祭及慰靈祭

神社寺院其他適當ナル箇所ニ集合シ安全ヲ祈願シ殉職者ノ慰靈祭ヲ行フコト

(三) 國旗掲揚

安全週間中ハ非常時認識ト銃後ノ責任感ヲ高揚スル爲メ嚴肅ニ毎日國旗ノ掲揚、皇居遙拜ヲ勵行シ且毎日ノ

行事ニ付訓話スルコト

(四) 講演會、講話會ノ開催

従業員並其ノ家族ニ對シ適當ノ講演又ハ講話ヲナシ安
全週間實施ノ趣旨ヲ十分ニ徹底セシムルコト

(五) 宣傳用印刷物揭示板等ノ利用

ポスター、マーク、リーフレット等ノ宣傳印刷物及安
全旗ヲ利用スルト同時ニ揭示板、マイククロホン等ヲ成
ルベク利用スルコト

(六) 安全施設ノ整備整頓

安全運動ノ目的ヲ達成スル爲事業場ノ全般ニ亘リ安全
施設、機械工具等ノ検査並ニ物品ノ整理整頓ヲ實行シ
作業ノ安全能率ノ増進ニ完璧ヲ期スルコト

(七) 保健衛生ノ改善

作業場、食事所、休憩所、住宅、合宿所等ノ保健衛生
施設ヲ點檢並清掃ヲ實行シ特ニ炊事場、便所、洗面所
汚物處理施設ノ缺陷ヲ除去スルト共ニ榮養食ノ給與、
体育獎勵等ニ従業員ノ體位向上ニ務ムルコト

(八) 災害時竝ニ燈火管制中ノ規律訓練

坑内外各種災害發生ノ場合竝ニ燈火管制ノ場合ニ處ス
ル規律訓練ヲ爲スコト

(九) 其ノ他

資源愛護、無駄排除、時間勵行等ニ付テモ適當ナル施
設ヲナスコト

九、安全週間施行日次計畫

前項ニ列記セル諸事項ヲ實行スル手段トシテ各事業場ノ
性質ニ應ジ適當ニ按配セル施行日次計畫細目ヲ立ツルコ
ト

例

第一日 (金)	安全祈願日
第二日 (土)	檢査點檢日
第三日 (日)	精神修養日
第四日 (月)	清掃整頓日
第五日 (火)	規律訓練日
第六日 (水)	保健衛生日
第七日 (木)	報國宣誓日

十、注意事項

本安全週間ノ計畫實施ニ當リテハ時局柄堅實實素ヲ旨ト

シ華美ニ亘ル裝飾等ハ之ヲ避ケルコト

講演會ニ「トキー映寫」ヲ希望ノ向ハ福岡鑛山監督局

内日本鑛山協會福岡地方常務委員會ニ至急申出ラレタキ

コト(日本鑛山協會加入ノ鑛山ニハ別途細目ノ案内ヲ發

送セリ)

但シ映寫ノ費用一回金參拾圓ハ希望者ノ負擔トスルコト

決して出世せぬ人物十則

一代に數千萬の富を作り京阪に於て立志傳中の人島津製
作所主島津源藏翁の決して出世せぬ人物と題する訓十則を
御紹介しよう

- 一、毎日不平を云ふて暮す人
- 二、俸給の事ばかり云ふて金でなければ動かぬ人
- 三、他人の悪口をする人
- 四、熱心の足らぬ人
- 五、實力の無いのに威張つて虚榮を張る人
- 六、嘘を平気で云ふ人
- 七、夜深し朝寝坊をする人

八、無駄事に多くの時間を潰す人

九、恩を受けて感謝の心なき人

十、自己の事のみ考へ他人の事を顧みない人

翁の面目躍如なるものありて愉快なり

贅六の辯

贅六とは何か。百科辭典を開いて見ると斯う書いてある。

才六 人を貶めて呼ぶ語。毛才六とも云ふ。江戸の人、京
阪都を貶して、ぜえろくと云へるは、この語の江戸訛なり
おるりと云ふ娘、市川團十郎に仇討の後見を頼む。門平跡
り出しばしゝてかの男をひきづり來り、この才六でござる
かと娘に見すれば、成る程あの人と點頭く時に市川眼に角
成立てゝ云、ヤイサけさい六め云々。(寛潤役者氣質)チヨ
コザイなけさい六云々。(女殺油地獄)贅六には贅六の氣焰
があらう。悪童叩いてその辯を聞く、題して贅六の辯と云
ふ。

石炭問題の急務

生産擴充に力點

大阪工業會から答申

大阪工業會では十三日正午より理事會を開催、燃料局の諮問にかゝる石炭配給の合理化ならびに需給の調整に關し協議の結果左の如く答申することに決定した、しかして注目すべきは同會の意見としては石炭問題に關する急務は生産力擴充の一點にあり、配給並びに價格の統制はむしろ現在實施する時は生産力擴充を阻害する惧があるといふのであつて、從來の各經濟團體の意見と相當相異つてゐる點が注目される

一、生産力の擴充

現下の情勢に鑑み石炭問題に關する焦眉の急務は一つに生産力の擴充にあり、配給並に價格の統制も固より緊要

二、北海道炭及び樺太炭の増産

前項の如く全般的に増産の促進をなすと共に特に又北海

とするところなれども配給並に價格の統制は今日之れを急がず、根本的對策たる本格的機構の整備と相俟つて之れを實施することとし、現下の急務としては専ら生産力の擴充を極力促進すること最も肝要なりと信ず、而して生産力の擴充については業者をして進んで之れに當らしむるやう出來得る限り獎勵助長策を講ずることとし特に左記三點は最も必要な獎勵策なり

(イ) 増産のため新設又は擴張せる設備につき短期(例へば五ヶ年)の特別償却年限を認めること

(ロ) 右期間に償却をなし得ざるものに對しては國家が償却の補償又は損失の填補をなすこと

(ハ) 貧礦中一定の條件を具へたるものは國家が補助金を與へ之れが開發を助長促進すること

することは現下の喫緊事なり

五、統制の根本機構

(イ) 政府は石炭鑛業聯合會並に未加入者をして自治統制團體を結成せしむること

(ロ) 政府は増減産、價格、配給その他の必要事項につき統制命令を發し得ること

六、價格の統制

石炭が各般産業にとつて必要不可欠の基礎原料たる以上恰も國民生活上に於ける米價の如く、石炭に對する價格統制の必要なるは言を俟たざる所なり、但し前述の如く今日直ちに之れを實施することは現下の最大急務たる石炭生産力の擴充を阻止する惧あるを以て今後増産の進捗を見、將來の需給均衡の見透しを立て得る適當な時機に於て價格の統制をなすこととし、而してこれが實施に當つては左記方針に基くこと

(イ) 一定の標準價格を決定公表すること

(ロ) 標準價格を以て採算不可能なるものに對しては國家が補償すること

道炭及び樺太炭に留意し之れが急速なる増産を計る爲め該地の生産力並に鐵道、港灣積込設備等を應急的に擴大すること

三、消費の合理化

(イ) 應急對策としては主要消費地に於て適當なる指導機關(大阪に於ては大阪府燃焼指導部又は燃焼懇談會の如し)を動員し會社工場の幹部及び従事者に對し特に大口消費者に對し當面の急務として如何なる炭種にても「焚きこなせる」よう直接指導をなさしめ又講習會等により燃焼知識の普及を計ること

(ロ) 恒久策としては炭種別、用途別に即したる消費の合理化燃焼設備の改善、炭種の規格化炭種の合理的選擇使用の管理等に關する研究指導機關を設けること

四、石炭審議會の創設

石炭問題に關しては敍上の如くこれが應急並びに根本對策につき速かにその方針を決定し着々實施をはかるべきもの多々あるに鑑み石炭の生産、消費、配給の各方面に亘る官民を以て石炭審議會を組織し重要事項を審議決定

(ハ)炭價の決定はその構成要素として運賃、鐵等が密接なる關係を有するを以てこれ等他種産業との關係を併せ考慮すること

七、人的要素の補給

政府は炭鑛の技術員並坑夫の補給につき適當なる施設をなすこと

八、日滿支の石炭統制

石炭増産五ヶ年計畫の再検討を行ふと同時に日滿支を一體としたる石炭の増産、配給、消費につき一元的統制を行ふこと

石炭の特異性を認め

適正炭價を決定

昭和石炭の答申要綱

石炭需給の不均衡是正を目的として商工省ではさきに關係民間産業團體に對し

一、石炭の確實且つ圓滑なる配給を爲しもつて需給の調正を圖る必要なる具體的方策如何

二、炭價を適正に維持せしめる爲めの具體的方策如何

の二件に就き諮問を發したが右に關し昭和石炭では過般來昭和石炭會と聯合して慎重審議の結果この程左の如き答申案を作成十六日これを商工省に手交した、要旨左の如し

一、石炭需給調整に必要な具體的方策

1 (イ)増産に必要な人的物的の充足、特に輸入資材の許可方針を寛大にすること(ロ)港灣の積込み荷揚げ及び海陸輸送機關の充足等輸送設備の改善を主とすること

(ハ)移輸入炭は内地協定炭と同様に石炭聯合會の統制下に置きもつて年度内に契約數量を責任をもつて當該年度内に送炭せしむること

2 昭和石炭は軍需又は軍需に準ずる産業に對して優先配給(昭和石炭加盟各社の供給能力に應じて一定の比率を設けこれに基きて配給割當を決定する)を行ひ一方一般産業に對して夫々の貯炭高、消費狀態檢討の上緩急の區別を設け萬一供給不足を現出する場合には加盟各社相互に融通し合ひその不足額をカバーしてゐる、右の如き配給方法は地域的並に炭種別に多少の齟齬を來す事あるも

大體に於いて需給の適合を得てゐるので産業界全般を混亂に導くが如き消費統制はこれをなるべく回避し右の如き現實に即した配給方法を漸次擴大して行くこと

3 消費の積極的合理化をはかり炭種の能率を最高度に發揮せしむべく政府は地方長官に對し通牒を發しこの旨を強調すること

二、炭價を適正に維持せしむる爲の具體的方策

1 適正なる炭價は需給適合を得るにあり、即ち炭業者は

増産に増産を重ねもつて供給の潤澤をはかるべきである
2 而してこれが爲めには石炭工業の特異性たる生産費の増大(一般生産費高と別個の事情にもとづく)一般商品と異り庫荷證券が適用し得ざる事等の事情から現在の如き非常時下の石炭適正價格は生産費に適正利潤見込み平時の適正價格とは異りこの外に相當額の償却費及び増産に要する経費を加算すべきである

鑛山醫協議會開催

福鑛局、六月五日於 博多商工會議所

事變發生以來石炭を始めとして各種鑛産物の増産が要望せられつゝあるか、之に伴ふ勞働力の補給は意の如くならず、昨年十一月懸案の保護鑛夫入坑、勞働時間の延長が許可され幾分緩和の觀があるも尙將來の増産計畫に對してはその補給依然困難を極め、必然勞働強化の傾向を強めつゝ

ある。この結果は災害の發生、罹病の増加となつて表はれ却つて生産力低下の因をなし、國民体位向上の趣旨にも反する事態を生じつゝある。此の際勞働保健衛生に關して適切な對策を講ずる事は刻下の急務とされるに至り、これが爲福岡鑛山監督局は六月五日福岡市博多商工會議所に於

いて厚生省成田労働局長の臨席を得、管内石炭山、所屬山七十一の鑛山醫を召集し鑛山醫協議會を開催、鑛山労働保健衛生に關し隔意なき意見を交換し、今後の對策に資するところがあつた。當日監督局側よりなされた諮問事項及協議事項説明要旨は次の如し。

諮問事項

一、事變下ニ於ケル鑛山ノ労働衛生事情
今次事變ノ影響ニ依リ鑛山ニ在リテハ著シク業務ノ繁忙ヲ來シ生産ノ増加等ノ爲勞働強化ノ傾向ニ在リ、之ガ爲災害ヲ増シ罹病ノ増加ヲ誘致スル等鑛夫ノ衛生状態モ漸次低下スルモノト認メラル、ヲ以テ、各鑛山ニ於ケル之等ノ實情及之ガ對策ニ關スル意見

協議事項説明要旨

一、鑛夫ノ保健施設ニ關スル事項
イ、作業場ノ保健施設
坑内外ノ作業場ニ於ケル通氣ノ不良、粉塵ノ飛散、照明ノ不足、有害ガスノ發散等ハ著シク鑛夫ノ健康ヲ障

碍シ、作業能率ノ低下ヲ招來スルコトハ謂フヲ俟タズ之等ノ作業條件ノ改善ニ就キテハ出來得ル限り鑛山醫ニ於テモ充分ナル研究ヲ加へ、鑛夫ノ健康保持ニ努ムルノ要アルコト

ロ、鑛夫住宅、榮養及體育施設

鑛夫住宅ニ關スル施設ハ鑛夫ノ健康ニ至大ナル關係ヲ有スルト共ニ鑛山ニ於ケル特殊事情ヨリスルモ極メテ重要ニシテ然モ衛生的指導ヲ必要トスル場合少シトセズ、又鑛夫ノ榮養改善ニ付テハ時局下ニ於ケル労働強化ニ對應シ労働力ノ維持増進、過勞防止ノ點ヨリ見テ極メテ適設ナル施設ト謂ハザルベカラズ、更ニ鑛夫ニ對スル體育施設モ亦獎勵ノ必要アリ、而シテ之等ノ施設ニ付テハ大イニ衛生的ノ指導ヲ爲スノ要アルコト

二、鑛夫ノ特殊疾患ノ豫防ニ關スル事項

イ、十二指腸蟲
ロ、ワイル氏病
ハ、眼震盪症
以上三種ノ疾病ハ我國ノ石炭山ニ於ケル特殊疾患ニシテ

鑛夫ノ健康ヲ著シク障碍シ其ノ作業能率ヲ低下セシムルモノナルコトハ周知ノ事實トス、然ルニ未ダ此ノ種疾病ノ豫防ニ關シテハ尙研究ノ餘地アリ、更ニ

ニ、硅肺

ニ在リテハ主トシテ金屬山ニ發生シツ、アル疾患ナレドモ、近時益々其ノ増加ノ傾向ニ在リ

以上ノ特殊疾患ニ對シテハ坑内施設及作業方法ノ改善ニ依リテ其ノ發生ヲ豫防シ得ルモノナルヲ以テ、充分之ガ研究ニ努ムルノ要アルコト

三、鑛夫ノ健康診断ニ關スル事項

鑛夫ノ疾病ヲ早期ニ發見シ、健康ノ保持増進ヲ圖ル爲ニハ定期的ニ健康診断ヲ實施スルノ要アルハ謂フヲ俟タズ工場ニ對シテハ別紙ノ如キ要綱ニ依リ之ヲ實行スルコト、爲リタリ、鑛山ニ於テモ少クトモ年一回鑛夫ノ健康診断ヲ實施スルノ要アルコト

四、鑛夫ノ結核豫防ニ關スル事項

結核豫防ハ保健問題中ニテモ最モ急ヲ要スルモノナルニ

付鑛夫ノ健康診断ニハ單ニ打診聽診ニノミ止メズ成ルベク「レントゲン」、赤血球沈降速度等ノ検査ヲナシ罹病者ノ早期發見ニ努ムルト共ニ、時々講話會等ヲ開催シテ之ガ豫防ノ徹底ヲ期スルノ要アルコト

五、扶助法規ニ關スル事項

鑛夫ノ業務上ノ負傷及疾病ニ對シ法規ニ依ル扶助ヲ受ケシムルニ付テハ、醫學上ノ判定ガ極メテ重要ナル要素トナルヲ以テ、充分法規ヲ研究シ、其ノ解釋ニ誤リナキヤウ注意スルノ要アルコト

重要鑛物増産法施行

鑛山毎に事業計畫を

鑛業權者から届出

商工省では曩に公布した重要鑛物増産法を愈々六月十日より施行することに決定し、之がため施行令（勅令）及び施行規則（省令）を九日公布の上十日より施行することになつた、此の結果同法の適用を受ける鑛業權者は鑛山毎に毎年四月一日より翌年三月卅一日迄の事業計畫を決定して一

月卅一日迄に商工大臣に届出ねばならぬが昭和十三年度は本法施行の日より二ヶ月以内に鑛業権者をして各自の事業計畫を當局に提出させ、之を検討した上で必要があれば増産命令を發動することとなつてゐる尙右施行令及び同施行規則の要點は次の如くである

重要鑛物増産法施行令同施行規則要綱

第一裁定又は決定の手續

(1) 重要鑛物増産法(以下法と稱す)第四條第一項の規定に依る協議を爲し得べき場合は左の各號の一に該當する場合に限る事

一、當該鑛業権者が事業に着手せず又は休業中なるとき

二、鑛利保護上必要なとき

三、合併施業其他操業の合理化の爲必要あるとき(令第二條)

(2) 裁定を申請する者は左に掲ぐる事項を記載したる申請書正副三通を商工大臣に提出すること

一、當該鑛業権の登録番號並に鑛業権者及當該鑛業権又は事業設備に付登録又は登記したる擔保権を有する者(以下關係人あるときは前三項の規定に依る副本の外關係人の數に應ずる申請書及添付圖面の副本を提出すること(則第五條)以下略

第二事業計畫

- (1) 重要鑛物を目的とする鑛業権者は鑛山毎に毎年四月一日より翌年三月三十一日に至る期間の事業計畫を定め一月三十一日迄に商工大臣に届出づること
- (2) 法第十四條の規定に依る事業計畫は商工大臣の定むる期間に付鑛山毎に之を定むること(則第三條)
- (3) 事業計畫書には左に掲ぐる事項を記載すること

下關係人と稱す)の氏名名稱及住所

二、申請の目的及理由

三、對價並に其の算出の基礎及支拂方法

四、事業設備を譲受けんとする場合に在りては其の設備の範圍並に對價及其の支拂方法

五、讓受又は鑛區の増減後に於ける事業計畫の概要前項の申請書には左に掲ぐる書類及區面を添付すること

一、當該鑛業権者との協議の顛末又は協議を爲すこと能はざる事由を記載したる書面

二、鑛區圖及鑛床圖又は當該鑛區の増減範圍を示したる圖面及鑛床圖(鑛床圖は平面圖及截面圖の二種に分て之を調製する事)

三、事業設備を譲受けんとする場合に在りては建物の登記簿の謄本

四、會社に在りては定款、登記簿の謄本、財産目録、貸借對照表、營業報告書、損益計算書及利益の處分に關する書類

五、組合に在りては契約書

關係人あるときは前三項の規定に依る副本の外關係人の數に應ずる申請書及添付圖面の副本を提出すること(則第五條)以下略

一、石炭鑛區

(一) 試錐及採炭に關する計畫の概要

(二) 出炭數量(炭種別に記載すること)

(三) 運搬に關する計畫の概要

(四) 處分方法

二、石炭鑛區以外の鑛區

(一) 探鑛、掘探及選鑛に關する計畫の概要

(二) 掘探數量及品位

(三) 精鑛數量及品位

(四) 處分方法

固定資産減價償却耐久年數短縮

大藏省具體案決定

大藏省では時局關係産業に對し法人所得税および營業收益税査定の際適用すべき固定資産減價償却耐久年數を短縮することに方針を内定これか具體案を研究作成中のところ今

回左の如く決定、主税局通牒として全國各稅務者に通達しなほ改正の要點は左の通り

一、時局關係産業中昭和十二年七月一日以後の新設擴張ま

たは進水したる固定資産に對し年數短縮を行ふ

一、時局關係産業につき新設擴張分以外のものおよび時局關係産業以外のものも使用激甚のものに對しては一定の短縮を認める

業別耐久年數 (括弧内は年數)

「金屬鑛業および石炭鑛業」汽罐(八) 亞炭および硫黃の鑛業もこれに準ず、原動機(八) 鑿岩機(二) 工作機械(一五) 工匠類(七) 鐵管類(七) 架空索道(一五) 截炭機(四) その他の機械器具(七) 建物その他の固定資産(現行の四分の三) 以下各業種の建物その他の固定資産は右と同率につき略す

「石油鑛業」汽罐(一〇) 原動機(八) 採油用槽—木製(七) 石油掘鑿用槽—鐵製(一〇) 掘鑿用機械器具(五) 掘鑿用鐵管(三) 坑井用鐵管(五) タンク(一〇) その他の機械器具(七)

「製鐵業」汽罐および原動機(現行の三分の二) 機械裝置(現行の三分の二)

「非製鐵金屬精鍊業および輕金屬製造業」汽罐及原動機

(現行の三分の二) 機械裝置(七)

「鋼船製造業」汽罐及原動機(現行の三分の二) 機械裝置(現行の三分の二)

「蒸汽罐製造業および原動機製造業」汽罐および原動機(現行の三分の二) 工作機械(一〇)

電氣機械器具製造業、探鑛選鑛および精鍊機械器具製造業、金屬工機械製造業、工具および刀具類製造業、化學工業用機械裝置製造業自動車および自動車部分品製造業—小型自動車關係を除く—鐵道用および軌道用車輛製造業、航空機及航空機部分品製造業、軸受及び鋼玉製造業、兵器及び兵器部分品製造業工匠類(五) その他機械裝置(一五)

「硫酸製造業、石炭酸製造業、コールタール分溜物製造業、代用液體燃料製造業」汽罐および原動機(現行の三分の二) 機械裝置(七)

「硝酸製造」汽罐および原動機(現行の三分の二) 機械裝置(一) 硝石法(一) (ロ) アンモニヤ法(七)

「染料中間物その他コールタール分溜物誘導體製造業」

汽罐および原動機(現行の三分の二) 機械裝置(イ)

ピクリン酸その他の爆藥原料の製造裝置(三) (ロ)

その他(七)

「石油精製業、人造石油製造業、石油輸入業」汽罐および原動機(現行の三分の二) 蒸溜裝置(イ) 分解蒸溜用(七)

「石油精製業、人造石油製造業、石油輸入業」汽罐および原動機(現行の三分の二) 蒸溜裝置(イ) 分解蒸溜用(七) (ロ) 直溜および再製用(一〇) 製罐裝置(二〇) 貯油タンク(二〇) タンカー(一八) 合成裝置(七) 觸媒製造裝置(七) ガス槽(二〇) 其のその他機械裝置(一五)

「海運業」船舶總トン數千トン以上の鐵船(二〇)

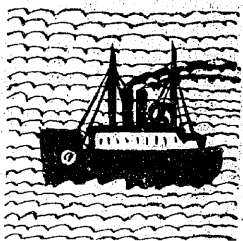
「備考」

一、漁船(捕鯨母船を含む)および油槽船については償却年限を一割以内短縮することを得

二、前表に掲ぐる産業の固定資産にして昭和十二年七月一日前の新設または擴張にかゝるものおよび前

表に掲ぐる産業以外の産業の固定資産にして時局のため深夜作業晝夜二部交代作業をなすなど特に使用激甚と認めらるゝものに就ては昭和二年主秘第一號所定堪久年數により算出したる償却額に對し二割以内の増加償却を認むる事を得るものとす但し前表については一によるの外特別の取扱はなさざるものとす





石炭船運賃

めてゐるので南洋方面の荷動きには相當の影響を及ぼしてゐるが、併し近海全體の荷動きから見れば大した問題ではなさそうである。この調子が何處まで續くかは疑問ではあるが目先尙好勢を持続するものと思はれる。

八、石炭

季節關係から新規出廻りは從來程多くはないが何といつても近海荷動きの中心であり且つ時局の關係で動きは例年に比し遙かに旺盛であるからこれが輸送に消化される船腹も亦大きい。従つて新規商談としては活潑ではないが期近適船も少いため氣配は變らず、若松—京濱は五月から五圓一、二十錢で商談が進められ、北海道炭は引合

一、汽船運賃

イ、遠洋

各方面共行詰つてゐるので近海市場の好調を眺め當分採算上からも遠洋に出動する船腹は必需ライナーを除き全くあるまいと思はれる。要は荷動きが如何に増加するかにかゝつてゐるので可及的運賃を圓達せんとしてゐるし、又外國港間の配船に重點を置き大型船のスムーズな消化を計らんとしてゐる。

ロ、近海

船腹の活動は益々旺盛で市況は遠洋安とは全く逆行して依然たる好調を續けてゐる。尤も爲替の管理が嚴重を極

少く樺太炭も引受筋の配船のみの現状である。

最近の成約運賃は若松より

仕向地	今月中旬	前月同旬
京濱	五・一〇	五・〇〇
川崎	—	五・五〇
伊勢灣	四・八〇	四・七〇
大阪川入	二・七〇	二・七〇
敦賀	三・九〇	三・八〇
仁川	三・二〇	三・一〇

(六月十六日海運特報ニ據ル)

二、帆船運賃

機帆船の油の使用制限實施の影響にて長距離を好まず船籍地集中や軍需品材料積、需要擴大の關係上帆船運賃依然として強調なるも、季節的影響にて六月分協定運賃は前月に比し阪神五月分より三錢値下に決定した。これを前年同期に比較すれば九十一錢高である。協定運賃は次の通りである。

六月若松港協定運賃表

若松海運互親會

(單位一噸ニ付)

仕向地	運賃 前年同期	仕向地	運賃 前年同期
和歌山縣	三・五	和歌山	三・六
由良	三・五	和歌山	三・五
大阪府	—	吉見	三・七
樽井	三・七	岸和田	三・六
佐野	三・七	大阪	三・四
堺	三・九	大阪	三・三
兵庫縣	—	西ノ宮	三・四
尼ヶ崎	三・四	洲本	三・〇
神戸	三・四	江井ヶ島	三・〇
明石	三・〇	別府	二・八
二見	二・六	會根	二・八
高砂	二・五	會根	二・八
木場	二・六	飾磨	二・九
網干	二・六	那波	二・三
相生	二・五	赤穂	二・三
岡山縣	—	赤穂	二・三
片上	二・三	牛窓	二・五
上	一・八	窓	一・八

鹿忍	二、五九一、八	岡山	二、六九一、八
岡山川入	二、六九一、八	宮ノ浦	二、六九一、八
幸西	二、六九一、八	小申	二、六九一、八
彦崎	二、六九一、八	宇野	二、六九一、八
玉	二、六九一、八	日比	二、六九一、八
田ノ口	二、六九一、八	味野	二、六九一、八
玉島	二、六九一、八	笠岡	二、六九一、八
廣島縣			
福山	二、五三一、七	福山川入	二、六九一、八
鞆	二、四七一、七	因ノ島	二、三三三、一
尾ノ道	二、三三三、一	糸崎	二、三三三、一
三原	二、三三三、一	竹原	二、三三三、一
阿賀	二、一九一、四	吳	二、一九一、四
廣島川入	二、一九一、四	宇品	二、一九一、四
山口縣			
岩國	二、〇三一、四	今津川入	二、一八一、七
三田尻	一、七六一、三		
徳島縣			
撫養	三、〇四二、〇	小松島	三、〇四二、〇
香川縣			
小豆島	二、六一八、三	高松	二、五六一、七

林田	二、五六一、七	坂出	二、五六一、七
丸龜	二、五六一、七	多度津	二、五六一、七
観音寺	二、五六一、七		
愛媛縣			
川之江	二、五六一、七	西條	二、五六一、七
新居濱	二、五六一、七	壬生川	二、五六一、七
今治	二、五六一、七	菊間	二、五六一、七
三津濱	二、五六一、七	高濱	二、五六一、七
宇和島	二、五六一、七	長濱	二、五六一、七
		八幡濱	二、五六一、七

備考
 一、各地行共二五〇應以上ハ上記運賃ヨリ應貳錢引キノ事
 二、各地共陸下ゲ瀬取ハ上記運賃ヨリ應參錢引キノ事
 三、大阪行ニシテ荷揚ゲノ際篩分ケスルモノハ上記運賃ヨリ應參錢増シノ事



常識

時の言葉註解 (十一)

○ワンダー・フォーゲル

ワンダー・フォーゲルといふ言葉が出来たのは本家のドイツでさへ左程古いことではない、だが、普佛戦争後の國內統一時代を迎へたドイツが複雑な各聯邦の風習を統一して立派な大國家を建設することが出来たのはワンダー・フォーゲルの精神に負ふところ多い、ヒットラー・ユーゲントまたその精神に繼ぐものであり、これが大戰後のドイツをして今日あらしめた主要な推進力となつてゐる

- 一、祖國愛と國民精神を養へ
 - 二、淳朴と清爽と自由を求めて遍歴せよ
 - 三、祖國の地理と傳説とを知れ
 - 四、スポーツ精神を尊び、浩然の氣を養へ
 - 五、日の光を浴び、自然に親しめ
- 以上が厚生省の指示する日本ワンダー・フォーゲル綱領で

ある戦時下の日本が徒歩旅行によつて精神力と體力との向上鍊磨を計ることはまことに時宜に適した企てといふべきだらう

○知つて置きたい郵便の知識

問 裸郵便とはどんなものをいふのですか。
 答 温泉地や遊覽地から多く出るラツキーポストや杓子、壁掛、板通信、鳩通信等があるわけですが、これには裸のまま、通信文やスケッチを認め、宛名を書いて投函すればよいのです。従つてこれ等に該當するものなれば皆さんの御家庭からでも發送することが出来るのです。しかし途中で破損するおそれのあるものは包装することが大切です。

問 電報の返信を配達人に委託することが出来ますか。
 答 電報の返信はすぐ配達人に委託することが出来ます。そのため電報配達人はいつでも頼信紙を持つてゐるし、五分間以内は待つことになつてをりますから、電報に所定の料金を添へて配達人に委託すればよいのです。

又、電報取扱局に不便の土地では、電報に所定の郵便

切手を貼付して封筒に入れ、その表に「電報在中」と記載すれば、集配人はこれを局に持ち帰り発信することになつてゐます。

問 速達の返事を即座に貰ふことが出来ますか。

答 速達郵便の表に「要返信」と朱書して出せばよいので、さうすると、配達人は受取人が返事を認める間（十分間以内）待つてゐることになつてゐますから、すぐ返事を認めて配達人に委託すればよいのです。

又、一刻も早く配達を望むものは、差出の時「時間外配達」として出せば時間外（真夜中）でも配達されます以上の場合このため別に料金は要りません。

問 速達と別配達と航空便はどう違いますか。

答 速達も別配達も航空便も取扱ひは同じです。たゞ航空便と別配達は今では朝鮮、臺灣、樺太、南洋、關東州などへ宛てた郵便物に限られてゐます。速達便は航空と別配達を一緒にしたもので、内地ならば何處へでも、定期航空路のある所は飛行機で、その外へは汽車や自動車など最も早い方法で送るのです。

（東京中央郵便局通常郵便課長） 小見山松彌

支那と漢字

國土に人口にその富に、日本に數倍乃至數十倍する支那が、日清戦争に於て惨敗を餘儀なくされた理由は、どこにあるか？これは、昨年、東京で開催された萬國教育會に参加を決議した胡適の多年の疑問であつた。遂に彼は日本には「カナ」があると、その原因を發見した。難解なる國字（漢字）による國民教育の不徹底、そこに支那の敗北の原因があると斷定したので嘗々十五年の苦心の結果、胡適は國音字母（日本のフリガナにあたるもの）四十字を創定した。

支那に於て通常つかはれてゐる漢字は凡そ二萬字あると言はれ、國民の大多數は無智文盲、新聞は勿論一般印刷物を手にすることさえなかつた。現在ではあらゆる文書にこの國音字母を附すること、法律によつて制定され、近年支那の教育の普及は驚くべきものがある。そしてこの國音字母による排日、抗日宣傳、國防意識の鼓吹は全國民を打倒日本熱に燃えさせた、胡適は叫んでゐる。「必ず日本より先に漢字を廢止してみせる」と。

日本のカナにヒントを得た國音字母を武器にして、支那は頑強に抵抗をつづけてゐる。同じ難解なる漢字を使用してゐるわれわれは、胡適の言葉を他山の石としなければならぬ。

報

福嶺管内各坑より

軍用飛行機納

二十萬圓を突破す

石炭産業従事者の統後活動の表現として去る二月一日より開始されたる軍用飛行機納金募集運動は幹旋者福嶺山監督局の絶えざる努力と業者、従業員熱心によつて、時局認識を深めつゝ、豫期以上の成果を挙げつゝあるが、五月廿一日には、本運動の主唱者たる大正礦業中鶴炭坑の勞務者岡畑丈一君が個人にて金五十圓を獻納して關係者に多大の感銘を與へて、運動に一層の拍車をかけ六月六日迄に遂に十八萬圓に達し互助會所屬炭坑よりの獻金約三萬圓を一兩日中に纏めて獻納する豫定なれば豫定の二十萬圓を突破する状態とて監督局では來月中旬、雁ノ集に於いて、陸軍戦闘機、艦上戦闘機各一臺の獻納式を舉行する準備を進めてゐる。前回以後の獻金内譯左の通り

内譯（自四月十一日 至六月七日）

- △九十二圓五十三錢 沖田（四月十一日）
- △六十圓四十六錢 柚木原（四月十二日）
- △二百二圓八十五錢 見初新坑（同右）
- △七十六圓八十八錢 美福無煙（同右）
- △三十二圓九十錢 月限（四月十四日）
- △三十九圓五十錢 世知原（同右）
- △一千四百三十三圓七十二錢 松浦（同右）
- △一百五十圓 皆瀬（同右）
- △三十三圓二十錢 住吉（同右）
- △一百一十一圓四十八錢 今鶴（同右）
- △二十六圓四錢 松本、平松（四月十八日）
- △二圓七十錢 伊玉島（同右）
- △一百二十二圓五十錢 上高雄（同右）
- △五千六百圓 東見初（同右）
- △五十圓 埴生無煙（四月十九日）
- △一百十六圓八十錢 高泊（四月二十日）
- △四十五圓八十三錢 香春合鶴（同右）
- △五十圓 新田（四月二十一日）
- △一百圓 中原（同右）
- △六十五圓 榎山（同右）
- △六十五圓 多久炭礦（四月二十二日）
- △一千圓 長生（同右）
- △十八圓三十錢 南天草（同右）
- △一千八百八十七圓十五錢（四月二十三日）
- △一百圓 日ノ丸（同右）
- △六千五百圓 高松（四月廿五日）
- △七百十五圓九十一錢 柏屋（同）
- △一千七百圓 海軍炭礦（四月二十七日）
- △九十八圓七十二錢 府内礦業（同右）
- △二百五十圓 新屋敷奉公會（四月廿八日）
- △一百二十七圓 佐世保炭坑（同）
- △三千四百六十八圓五十二錢 龜山礦業所（同右）
- △十二圓 天草炭坑（四月三十日）
- △一千圓 福島炭坑（五月二日）
- △五百五十圓 江里（同右）
- △六千三百圓 崎戸（同右）

- △三十圓 新宮 (同右)
- △一千五百二十二圓 新沖山 (五月三日)
- △七百五圓五十五錢 矢岳 (五月四日)
- △一千四百六十六圓七錢 勝田 (五月五日)
- △五千四百四十六圓 柗島 (五月六日)
- △二百四圓六十四錢 小岩 (同右)
- △二百四十六圓五十二錢 權現山 (同右)
- △一百五十圓四十八錢 福島一、二回目 (同右)
- △一萬四千一百四十五圓三十錢 大之浦、大辻 (同右)
- △二千三百三十三圓八十錢 山陽無煙、有ノ木 (五月九日)
- △四百二十二圓三十六錢 東松島 (同右)
- △六百三十九圓二十八錢 大鶴 (同右)
- △一百五十圓 櫻山 (五月十日)
- △四千三百二十圓 飯塚 (五月十四日)
- △四百五十圓 大島 (五月十六日)
- △六圓二十錢 久原 (五月十七日)
- △九千五百十二圓 麻生商店 (五月二十日)
- △二百二十一圓五十七錢 新長嶺 (五月二十一日)
- △二十八圓 長湯 (五月二十四日)
- △一百三十圓 昭和(野見山) (同右)
- △二百九十一圓九十九錢 中津原 (同右)
- △一百四十四圓二十錢 唐津 (同右)
- △三十四圓二十錢 深江二坑 (同右)
- △一千六十三圓 岩屋 (五月二十五日)
- △八十一圓 古賀 (同右)
- △二十五圓 神田無煙 (同右)
- △一千九百九十五圓 東邦筑紫 (同右)
- △一千七百五十三圓 鞍手 (同右)
- △一千九百三圓九十八錢 住友大瀬芳之浦 潜瀧 (同右)
- △四圓三十六錢 柱嶽 (同右)
- △二百三十七圓九十三錢 上野、鹿爪、大成、小島 (同右)
- △五十圓 和久登 (同右)
- △一千六百三十四圓八十一錢 天道 (五月二十六日)
- △十四圓 名切 (同右)
- △四千六百六十六圓八十六錢 古河目尾、下山田 (同右)
- △八十圓 榊田 (同右)
- △一萬四千五百九十五圓五十三錢 三菱礦業、鈴田、新入、方城、上山田 (五月廿七日)
- △一萬二百三十八圓 三井田川 (同右)
- △三十九圓六十二錢 安之浦 (同右)
- △五千八十圓九十五錢 藏内礦業、大峰、峰池 (同右)
- △八十圓 志佐 (同右)
- △五百圓 向山 (同右)
- △二百五圓 神田無煙 (同右)
- △六十圓 深江 (同右)
- △百八十三圓三十四錢 敷島 (同右)
- △十五圓 (同右)
- △三十六圓四十三錢 日ノ出 (五月廿八日)
- △四千六百八十三圓五十錢 中鶴 (同右)
- △百七圓 蕪山 (五月卅日)
- △一千五百十七圓四十五錢 本山 (同右)
- △三十圓 野中 (同右)
- △七十五圓 宮野 (五月卅一日)
- △九百五十圓 深坂 (同右)
- △六圓 三浦政勝、嘉穂礦業 (六月一日)
- △四十圓 第二見初新礦 (同右)
- △五十圓 岡畑丈一中鶴一坑 (同右)
- △十八圓 番匠 (同右)
- △一圓 鶴尾 (同右)
- △九圓七十錢 上篠栗 (六月四日)
- △五千四百十二圓八十錢 三井山野

- (六月六日)
- △一萬九千三百二十圓十四錢 三井ア三池 (同右)
- △四十圓三十五錢 篠栗 (六月七日) 二月一日以降累計
- 十八萬一千七百六十圓八十九錢也 (日本礦業新聞)

九州採炭 月三萬五千圓へ

最近目覚ましき躍進振りを示しつつある九州採炭株式會社では一舉五百萬圓へ倍額増資斷行、刻下の石炭飢饉に對處べく着々豫定の増産計畫を進めつ、あつたが、最近に至り俄然積極的開發に乗り出し業界の注目をひいてゐる即ち

目下經營中の中間町新採炭礦は月産一萬五千噸より二萬噸に、粕屋郡土井炭礦より五千噸より一萬噸に各々急ピツチに引上げ、更に七月より新採の貴船礦區を大々的に開發第一期事業として先づ五千噸の月産能力を出す事に決定その他有望新採炭礦の開發に積極的進出すべく着々新規計畫を進めてゐる。(日刊工業)

石原産業が 炭礦業へ進出

石原産業では今回九州北松浦、西松浦を中心とする佐賀、長崎兩縣に跨る十四ヶ町村を包含する四十二礦區の炭礦買収に成功した、同炭礦は海岸線に沿ひ、これより伸びて山地に向ふ三千五百萬坪に及び新山で附近には日鐵、住友、中山、沖ノ浦等の諸炭礦を控へ豊富なる炭礦地帯をなし、將來の發展が約束されてゐる、石炭に決算株主總會に於いて採炭業、船舶業より更に進んで銅の製鍊、製鐵及びこれに附屬する化學工業(硫酸、硫安その他)からこれを原料とする製品化學に乗り出すことを發表して以來燃料資源の獲得に注力してきたもので、さきに樺太炭礦の設立あり、今回買成の炭山もこれにならつて新會社を創立すること、ならう

鑛山監督局 機構改革案

商工省では鐵、石炭、其他の重要礦産物の大増産を目標に鑛山監督局の機構を改革するこゝになり全國五局へ夫々改革案の提出方を通牒したが福岡鑛山監督局の改革案は左の通りである

機構 局長の下に總務、企劃、管理の三部を置き總務は事務官企劃管理は技師が各其の任に當る總務部の下に庶務課(事務官) 出願課(事務官) 企劃部の下に企畫課(技師) 調査課(技師) 管理部の下に礦務課(技師) 勞務課(事務官) を置き夫々事務と技術の融和に助を入れてゐる而して各課の分擔事務は

庶務課 文書の接受、發送及び保管に關する事項、會計に關する事項、人事其他機密に關する事項、各分駐所に對する一般監督に關する事項、其他各課の主管に屬せざる事項

出願課 出願の可否並に取消に關する事項 登録に關する事項 出願地並に許可の調査に關する事項

企劃課 産金獎勵に關する事項、重要鑛山物増産法に關する事項 現地指導に關する事項、其他鑛山開發指導に關する事項 調査課 鑛業統計に關する事項、鑛業税に關する事項、鑛業の各種調査に關する事

項(鑛業の調査、鑛物資源の調査、石炭埋蔵調査等)分析に關する事項
 鑛業課 鑛業の監督及び警察に關する事項
 勞務課 鑛夫の保險に關する事項
 衛生に關する事項
 以上の如く時局の線に沿ふて積極的な企畫部兩課、管理部勞務課の活躍が期待され技術を重要視してゐる點は注目に價する

鑛産税分割歩合發表

石炭王國を誇る本縣鑛産税總額は九十萬圓に達し、炭鑛關係市町村の重要財源となつてゐるが炭鑛事業が數ヶ町村に跨る關係上右財源の配分協定については問題を生じがちで若松市對筑豊炭鑛所在の市町村の税金分割問題は明治四十四年ころからの懸案となり、雙方その主張を譲らず、ゴタゴタを續けてゐたが、縣では堀部事務官が地方課長に就任早々この兩者の協定斡旋に乗り出し極力奔走した結果、茲に雙方互讓、縣の仲裁案に同意し筑豊地方でその大部分を占むる若松市對飯塚市および嘉穂郡桂川、上穂波、穂波、額田、庄内碓井、稻築各町村間に左の如き内容の鑛産税分割協定が成立し

舉に多年の問題を解決し、また將來の分割率についても協定を見たので、これによつて田川、鞍手兩郡における鑛産税分割問題も解決の機運を促進されつゝある

協定の内容

若松市對地元たる飯塚市および嘉穂郡内關係町村の昭和七年分以降鑛産税の分割歩合を左の通り協定す

- 一、原則
 - 1 地元市町村 若松市に分割配分したる殘額を、但し地元市町村に本社を有するものについては本社に對する分として本縣内において納付する當該年度稅總額の千分の五を優先的に取得するものとす
 - 2 若松市 (イ)本社を有し事業をなすもの本縣内において納付する當該年分稅總額の千分の六八 (ロ)その他營業所を有するもの同千分の六三 (ハ)本社のみを有するもの同千分の五
 - 二、本社協定市町村外の縣内市町村に本社またはこれに類する業務をなす營業所所在市町村に對しては前項の例により分割する額は地元市町村においてこれを負擔し、賣炭、輸送、販賣などの業務をなす

- 營業所左地市町村に對し分割を要するものもあるときは本分割率の割合により地元および若松市の雙方にてこれを負擔する
- 三、株式會社商店の昭和十年分までの若松市の分割率は千分の六十五とし昭和十一年分以降については原則すなはち第一項の通りすること
- 四、すでに假協定を行ひ徵收済に係るものは追徵還付を行はざること
- 五、營業權者と實際營業者と異なるときは實際營業を争成ものによること
- 六、本協定の結果追徵還付を要するものは昭和十一年分において直に、その他は本年十月までに實施すること
- 七、縣の裁定したる自昭和四年至昭和六年分鑛産税附加税に付てはその數量を縣より指示したるものにより本年十月末までに實施すること (大朝)



表卸賣物價反騰

五月・前月より九厘方

日銀調査五月の東京卸賣物價指數は二四

八・九と前月に比し九厘方の騰貴を示した調査品目百十一品中騰貴四二品、低落三二品、保合三七品にして、商品類別指數の騰落割合は左の通りである

商品類別	前月比較	前年同月比較	騰落割合	騰落	騰落品目
食用農産物	(+)0.2%	(+)0.4%	騰	貴	臺灣米、稗麥、内地小麥、滿洲大豆、朝鮮米、大豆、外國小麥、内地大豆、小豆
其他食料及嗜好品	(+)0.6%	(+)0.5%	騰	貴	小麥粉、分蜜糖、精糖、鶏卵、魚類罐詰、果實罐詰、大豆油、饅頭、茶
纖維原料品	(-)0.2%	(-)0.2%	落	落	綿糸、米棉、印棉、麻糸、麻糸
布帛類	(+)0.9%	(+)0.9%	騰	貴	羽二重、内地向、輸出向、縮緬(内地向輸出向)、縮緬(内地向輸出向)、絹、裏地、銘仙、人絹縮緬、綾、木綿、粗布
建築材料	(+)0.2%	(+)0.2%	騰	貴	洋灰、外國材、石材、内地材、疊表
金屬類	(+)0.8%	(+)0.3%	騰	貴	鋼、鉛、釘、アルミニウム、眞鍮、亜鉛鍍板、亜鉛、錫
燃料	(+)0.3%	(+)0.3%	騰	貴	魚肥、大豆粕
工業藥材	(-)0.0%	(+)0.0%	落	落	苛性曹達、冰醋酸
其他	(+)0.2%	(+)0.2%	騰	貴	皮革、パルプ印刷紙、模造紙、ゴムタイヤ、絶緣電線、機寸、珪鐵鐵器、染料、塗料、ゴム

總平均(110品)(+)0.2% (+)0.2% (二十品)

石炭關係文獻蒐集

若松市に石炭文庫

若松市立圖書館では今回炭都に相應しい石炭文庫施設を計畫し石炭に關する文獻類を蒐集、之が保存と研究の資料に提供する事となつたが之が施設概要は次の通り
 一、石炭に關する文獻蒐集、文獻類の種類としては、鑛物學的方面の文獻、利用方面の文獻(燃料石炭液化、藥品)石炭探掘方面、炭坑關係(石炭配給關係商業的)圖表統計に關するもの
 二、石炭鑛物標本の蒐集
 三、石炭利用化學工藝品の蒐集其他

石炭の需給調査

商工省積極的に統制へ

商工省では石炭の需給が圓滑を欠く際には忽ち時局産業に甚大な影響を及ぼすのみならず石炭市價を不安定ならしむる虞れがあるため豫て石炭需給の圓滑を目標に基礎調査を進め、これが繰り次第具體案を樹て、いよいよ今秋の需要期には石炭の配給、消費統制を斷行することになつた、而して商

工當局は石炭の需給調整を圖るには従來の一時を糊塗するが如き方策を是正し、飽く迄も根本源泉の方策を採ることとし、結局山元から配給機關、更に消費部門と全般に亘る對策を講ずる意向を有し、その復案は大體次の如きものである。

- (一) 送炭の合理化従來の送炭制度は不統一極まるもので、例へば現在船舶が伊勢灣あたりで北海道炭の補給を受けてゐるのは地理的に見て實に不合理なことで、これを九州炭に代へれば噸當りも割安なる、かゝる現象は各方面に現はれてゐるため、生産地を中心にして現在の需給連絡を調査し地域別送炭計畫を確立する
- (二) 品種別用途制限
- (三) 石炭の消費節約強制官公衙、工場、風呂場等の石炭の焚き方を改善すれば著しく節約し得るので、これが指導をなすと共に積極的に節約の勵行を圖る

(中外商業)

全國鑛山工場

勞働者總人員

前年より卅三萬増加

支那事變下に於ける最高度の軍需生産を中心とする我が産業界の増産計畫は勞働力の大量需要を促し支那事變勃發以來急激の増加を見ることが右事情に關し此程厚生省勞働局が調査を終へた十二年度中に於ける、全國工場鑛山勞働者統計を見るに、總計六百四十二萬二千三百三十三人、内男四百五十三萬四千三百四十二人、女百八十八萬七千九百九十一人であつた、而して之を前年同期に比すれば總數に於いて實に三十三萬二千二百七十七人の激増振りである、更に勞働者種類別に見ると

北海道	三〇七二五二
東京	六七九一三七
京都	一六六八四九
大阪	六〇四六二六
神奈川	二五〇四〇三
兵庫	三〇四六一六
長崎	一〇二八一二
新潟	一七〇一八九
埼玉	一七〇七五九
群馬	九九三三七四
富山	二八五八五
愛知	四一六九七一
静岡	一七五〇二七
岐阜	一一五一一七
長野	一五三九二三
福島	一一七二四四
岩手	一〇〇九一〇
秋田	一一四〇七二
福井	九一三九七
岡山	一二六三五六

廣島	一八二〇〇九
山口	一〇四九二一
和歌山	六〇五一一
愛媛	九一三六四
高知	八二一五四
福岡	三七四一二六
鹿児島	九五六六九

大阪の需要一割三分増

我國に於ける石炭の最大消費地たる大阪に於ける石炭の産業別需要について、この程某所で調査せる結果左の如き數字を得るに至つたが本年度は前年に比し電力の三割二分を筆頭に重工業の二割四分、化学工業の一割一分、平均一割三分の増加が豫想されてゐる

重工業	三萬九千九百九十九	對前年増	對前年増
窯業	一七〇〇〇	加率(%)	加率(%)
電力	一五〇〇〇	二	三
瓦斯	一五〇〇〇	二	三
紡織工業	一五〇〇〇	二	三
化学工業	一五〇〇〇	二	三

北支の石炭はまさに無限

古田昭和石炭社長談

昭和石炭會社々長古田慶三氏は北支炭坑親察團長として各鑛業會社代表者等廿五名とともに去月廿日内地を出發約一ヶ月に亘り北支の石炭鑛業を視察中であつたが廿三日朝鮮經由下關着歸來し午後同社若松支店に立寄り藤井鑛業會社社長、西本若松石炭會社社長等と會見したが左の如く語つた。

各石炭鑛業會社の技術および販賣の専門家が集つて視察團を組織して北支各地の石炭鑛業の状況を詳細に視察して來た、先づ滿洲國で撫順炭坑の現状を、北京を経て張河口に至り蒙疆聯合自治政府最高顧問金井博士に會見し同政府の産業計畫案の説明を聞き次で炭界注視の的となつてゐる大同炭坑を視察した、同炭坑

萬餘人が減じてゐるが右減少数は主として前記工場鑛山等軍需産業方面に移動したものと見られてゐる尙主なる府縣別にすれば左の如し

一日の生産二、五〇〇トンだが埋藏量は百億トンといはれてゐる、頗る有望な炭山で五尺乃至八尺の炭層が續き殆んど無煙炭でカロリーは高く湿りものなしの大塊炭で撰炭の要がなく生産費は極めて僅少で炭坑としてのあらゆる好條件を具備へ全く理想的な炭山であるが輸送設備が不完全なのが遺憾である、要するに内地への輸送費で炭價がきまることとならう

また井陘炭坑はドイツ人の經營でコーク原料となる、開平炭坑は英國人の經營だが何れも積極的の擴張計畫がないやうである、現在の鐵道を改修すれば年額三百萬噸の輸入見込で内地の石炭飢饉もやゝ緩和されることと思ふが將來大いに事業擴張の要がある、また北支開發會社の下に石炭、鐵礦、石油といふやうに専門の小會社を設立して北支の資源を一時も早く開發することがわれわれの責務であるが、具體的のことは歸京後視察によつて得た經驗により復案を持ち寄り具體策を作ることとならう、それには少くとも四、五億圓の資本、多くの優秀な技術者を要することと思ふ云々 (大毎)

本會記事

重役會並理事會

五月三十日午後二時より本社理事會開會。武内專務、木會西本、山形、和才各理事出席。左記議案を審議す

議案

- 一、福岡鑛山監督局分駐所建設ノ件
- 一、燃料局長官ヨリ諮問事項ニ關スル件
- 一、其他重要事項

× ×

六月六日午前十一時より重役並に理事會開會。野上社長、武内專務、北代、藤井、山本各取締役、木會、西本、山形各理事出席。左記議案を審議決定せり

議案

- 一、燃料局長官諮問事項ニ付答申ノ件
- 一、福岡鑛山監督局分駐所建設ノ件

- 一、新入會炭坑承認ノ件
- 一、鐵鋼統制組合規約及手續規程ノ件
- 一、重油統制ノ件
- 一、其他重要事項

× ×

答申書作成委員會

去る六月六日開會の重役會並に理事會に於て燃料局長官諮問事項に付答申書作成委員に選任されて野上社長、武内專務、山本、藤井兩取締役、木會監査役、西本理事は十一日午前十時より專務室に於て委員會開會慎重協議の結果本號掲載の答申書を作成午後二時閉會。



颯爽たる照るく坊主

六月十一日が入梅であるのに七日の夕から降り出した雨は十四日の夕まで八日間を降り續けた、殊に十二日の夜半から激しい土砂降りである十三日も終日降り通す勿論河川は氾濫して遠賀川筋は泥海と化す、農村では收穫前の夏作が潜水し炭坑では浸水を虞れて作業も休止状態と云ふのが二坑三坑と増へる状態である。何といつても梅雨季は炭坑の大厄大きな悩みである憎らしいと空を睨んだが手がつかぬそこで當會では十三日午前から職員總係りで各炭坑に電話して状況を取る事に大意である七台の電話が引つ切りなしで騒々しい事。

福岡鑛山監督局でも餘程御心配と見へて午後三時頃依分利鑛業課長さん自らのお電話で炭坑に異常は無いか水害の状況はどうだ、今測候所に問合せたが當分雨は止まぬとの事であるから關係の炭坑に特に警戒する様に傳へて呉れとお心遣いに早速炭坑に傳達する暫し係員は轉手古舞いである、夜に入つて尙息みそうにない不安と憂慮の裡に夜は明けて十四日榮盛川の泥水が赤くなつて氾濫して居る光景

が物凄い市内でも浸水家屋が増す。

今日も早くから炭坑に電話して状況を聞く正午頃武内專務から電話にて此の降り方では各炭坑どんな被害が生ずるやも知れぬから職員は非常警戒の準備をして何時でも應援に出動出来る様にせよとの命令である。直に職員を集めての警戒隊編成である左なきだに張り切つて居る職員は此の命令で更に緊張する此の處一寸物々しき情景である、午後になつても雨は小降りにもならぬ天を仰いでお天道様を恨んで居るまるで悲鳴をあげて居る様に聞へる誰れか照々坊主を揚げると云ふ緊張の中に茶化して居る様にもある。午後四時過ぎ土砂降りの中の一つの間に中庭高く颯爽たる照々坊主が揚つて居る何れ物好きな奴の悪戯であろうでも苦しい時の神だよりである一同あすは天氣にしておくれと念ずる殊勝な場面でもある。

今夜は普通當直以外に風戸主事自ら當直として警戒に當る互助會非常体制下の一夜である。偕不思議哉其の晩から漸く小降りになつた明くれば六月十五日である空模様がだん／＼晴れ出した期せずして照々坊主を見れば依然颯爽と

して晴れを念じて居るかに見へる。今日は敬神の日として
 朝會から一同伊勢神宮を遙拜する五十鈴川の清流に神橋を
 渡つて神苑の神々しさが頭に浮んでさながら神前に頼いた
 様な氣持になつて仕事にかゝる空は次第に晴れて正午過ぎ
 頃から日光の陽あし見へる晴れるくで大喜びの一時であ
 る三時頃には全く晴れ渡る青空に十日振りに太陽を浴びま
 るで蘇へつた様な氣持である。

照るく坊主は颯爽としてまだ頑張つて居る一同仰いで
 感謝する、翌十六日も晴夫である願いを聞いて呉れた照る
 く坊主へは銀のお鈴でなく神酒が供せられ食堂の正面に
 依然颯爽として揚る照るく坊主も一度天氣にしてお呉れ
 と祈る。

知つて置きたい一行知識

○魚鳥獸は能く働いて力の集まる部分が美味、例へば鰻は
 尾に近い方、牛は股肉、鴨は胸の肉、猪は肩の肉がよい

○民間飛行機数は米國九千百十六臺佛國二千三百三十臺獨
 逸一千八百十二臺英國一千六百九十六臺伊國四百六十九
 臺。

○我國の簡易保險は現在人口千人に對し三百五十六件とい
 ふ世界に類例のない加入振りである。

○I.O.O.とは國際オリンピック委員會、N.O.O.とは國
 内オリンピック委員會の夫々の頭文字を組合せた略號。

○M印のついてゐる自動車は軍用保護自動車で、イザとい
 ふ時には陸軍に收用されて御國の爲めに働く車である。

○紀元二千六百年紀念日本萬國博覽會の會場は約五十餘萬
 坪、經費四千五百萬圓、入場者は約四千五百萬人の豫定
 である。

○我國には資本金一千萬圓以上の會社は四百五十七社あり
 全國會社數八萬七千五百十一社の千分の五である(昭和
 十一年調)

○相撲の仕切時間は幕内力士十分、十兩が七分、幕下が五
 分間の制限がある、此の改革は昭和三年一月から。

○我國は鹽に不足は無ささうだが、内地産額は需要の三割
 五分、臺灣鹽移入が五分であると六割は外國から輸入に
 よる。

石炭鑛業權設定(自昭和十三年五月三日
 至昭和十三年五月六日)

福岡鑛山監督局

登録番號	鑛區所在地	面積	鑛業權者住所氏名
福岡 六五〇	福岡市地先海面	四七、〇〇〇	福岡市姪濱町 早良鑛業株式會社
同 六五一	粕屋郡久原村	八、四〇〇	同 市春吉町 久世五郎
同 六五二	三潁郡大溝村木佐木村	九六、四〇〇	同 市 小森半次
佐賀 三七九	杵島郡白石町六角村江北村北有明村	四二、〇〇〇	佐賀縣杵島郡朝日村 岸川仁一
同 三七〇	同郡武雄町東川登村	五〇、〇〇〇	佐世保市木場田町 松永千代
熊本 三〇三	天草郡棚底村浦村並海面	九三、五〇〇	東京市澁谷區猿樂町 金光庸夫 外一人
同 三〇四	同郡浦村棚底村宮田村並海面	九六、五〇〇	同 上 同 上
同 三〇五	天草郡大道村並海面	八二、〇〇〇	同 上 同 上
山口 四四七	宇部市地先海面	六九、〇〇〇	東京市杉並區荻窪三丁目 中尾謹次郎
同 四四八	吉敷郡西岐波村並海面	五五、〇〇〇	宇部市中字部 健太
同 四四九	大津郡菱海村並海面	九八、二〇〇	唐津市唐津 石田豊彦 外一人
佐賀 三八一	三養基郡基里村鳥栖町田代村、齋村	四三、三〇〇	佐賀縣藤津郡 佐賀藤津郡 口慶八
同 三八二	東松浦郡北波多村鬼塚村	五〇、六〇〇	直方市頓野 大野榮吉 外一人
同 三八三	同郡湊村並海面	九三、八〇〇	大阪府北河内郡三 高須重彦 外一人

同	三六四	同	上	九八、〇〇〇	同	上	
大分	三六四	宇佐郡天津村高家村下毛郡新昭村並ニ海面	直方市直方	一、〇〇〇、〇〇〇	同	上	大岡 富太郎
長崎	三六五	北松浦郡中津良村紐差村津吉村	福岡縣田川郡後藤寺町	九六、〇〇〇	同	上	行平 七郎
同	三六六	南高來郡神代村西郷村並ニ海面	佐世保市相生町	九六、〇〇〇	同	上	永安 恕
同	三六七	同郡大三東村並ニ海面湯江村地先海面	長崎縣南高來郡多比良村	八三、〇〇〇	同	上	松本豊四郎 外一人
同	三六八	同郡口之津町並ニ海面	福岡市船町	九四、〇〇〇	同	上	河野 政次郎
宮崎	三六九	宮崎郡木花村清武村	宇部市冲宇部	九四、七七七	同	上	木村 吉太郎
福岡	三七〇	企救郡曾根町小倉市	福岡市西新町	八八、二〇〇	同	上	末松長策 外二人
同	三七一	大牟田市地先海面	東京市日本橋區室町二丁目	九七、九〇〇	同	上	三井鑛山株式會社
同	三七二	同市地先海面、佐賀縣藤津郡大浦村地先海面	同	九七、〇〇〇	同	上	
同	三七三	三池郡銀水村地先海面、昭代村地先海面、佐賀縣藤津郡大浦村地先海面	同	九七、〇〇〇	同	上	
同	三七四	朝倉郡福田村、嵯峨村、金川村	同	九七、〇〇〇	同	上	
佐賀	三七五	西松浦郡東山代村、長崎縣北松浦郡上志佐村	東京市小石川區高田老松町	五三、〇〇〇	同	上	岡 商 吉
同	三七六	東松浦郡湊村、打上村	福岡縣嘉穂郡大隈町	九七、〇〇〇	同	上	久 恒 得 郎
同	三七七	同郡打上村、湊村	佐世保市太田町	九七、〇〇〇	同	上	篠崎 甚之助
同	三七八	同郡湊村、呼子町、打上村並ニ海面	同	九七、〇〇〇	同	上	
同	三七九	同郡打上村、呼子町、名古屋村地先海面	東京市日本橋區室町二丁目	九七、五〇〇	同	上	三井鑛山株式會社
同	三八〇	藤津郡大浦村地先海面、福岡縣大牟田市地先海面、熊本縣玉名郡荒尾町地先海面、長崎縣南高來郡土黒村地先海面	同	九五、三〇〇	同	上	

同	三九三	同郡大浦村地先海面	同	九六、〇〇〇	同	上	
同	三九四	同	同	九五、九〇〇	同	上	
同	三九五	同郡多良村地先海面、大浦村地先海面	同	九六、二〇〇	同	上	
同	三九六	同縣大託筒村地先海面藤津郡多良村地先海面	同	九七、七〇〇	同	上	
同	三九七	大浦村地先海面福岡縣三潨郡昭代村地先海面	同	九八、三〇〇	同	上	
同	三九八	藤津郡大浦村地先海面、福岡縣大牟田市地先海面三池郡銀水村地先海面	同	九八、一〇〇	同	上	
同	三九九	同郡大浦村地先海面福岡縣大牟田市地先海面	同	九八、〇〇〇	同	上	
熊本	四〇〇	玉名郡荒尾町地先海面 同	東京市日本橋區室町二丁目	九八、〇〇〇	同	上	三井鑛山株式會社
同	四〇一	同郡有明村地先海面、清里村地先海面、長崎縣南高來郡土黒村地先海面、多比良村地先海面	同	九八、〇〇〇	同	上	
同	四〇二	同郡荒尾町地先海面、有明村地先海面、長崎縣南高來郡土黒村地先海面	同	九七、五〇〇	同	上	
長崎	四〇三	南高來郡口之津町加津佐町並ニ海面	福岡市船町	九七、七〇〇	同	上	河野 政次郎
同	四〇四	同郡土黒村地先海面、多比良村地先海面、湯江村地先海面、熊本縣玉名郡長洲町地先海面	東京市日本橋區室町二丁目	九三、一〇〇	同	上	三井鑛山株式會社
同	四〇五	同郡土黒村地先海面	同	九三、〇〇〇	同	上	
同	四〇六	同郡同村地先海面多比良村地先海面	同	九六、五〇〇	同	上	
同	四〇七	同郡多比良村地先海面、土黒村地先海面、熊本縣玉名郡長洲町地先海面、清里村地先海面	同	九七、五〇〇	同	上	
同	四〇八	同郡土黒村地先海面、熊本縣玉名郡荒尾村地先海面、有明村地先海面	同	九八、七〇〇	同	上	
佐賀	四〇九	佐賀郡與賀村並ニ海面	佐賀縣杵島郡武雄町	一、〇〇〇、〇〇〇	同	上	山口 峰
福岡	四一〇	築上郡三毛門村、東吉富村、八屋町並ニ海面	直方市直方	九八、二五〇	同	上	大岡 富太郎
同	四一一	同郡八屋町地先海面	同	一、〇〇〇、〇〇〇	同	上	
同	四一二	同郡八屋町千束村、三毛門村並ニ海面	同	一、〇〇〇、〇〇〇	同	上	
山口	四一三	美彌郡大嶺村	宇部市上宇部	七六、〇〇〇	同	上	金野 庄吉

同	豊浦郡西部町、豊田村、下豊田前村	九六、〇〇〇	宇都市伊能町	古谷博美	外一人
大分	宇佐郡直柳ヶ浦村、長洲町並ニ海面	一、〇〇〇、〇〇〇	直方市直方	大岡 富太郎	
熊本	上益城郡白水村菊池郡津田村	一、〇〇〇、〇〇〇	東京市麴町區丸ノ内二丁目	三菱鑛業株式会社	
同	同郡同村 木山町、福田村、津森村、飽託郡小山戸島村	一、〇〇〇、〇〇〇	同		
同	同郡同村、飽託郡小山戸島村、併合村	九三、九〇〇	同		
同	飽託郡小山戸島村、併合村	九〇、一〇〇	同		
同	同郡同村、上益城郡富安村	六五、〇〇〇	同		
同	上益城郡津森村、木山町、福田村、飽託郡小山戸島村	一、〇〇〇、〇〇〇	同		
同	同郡津森村	一、〇〇〇、〇〇〇	同		
同	同郡同村、白水村	一、〇〇〇、〇〇〇	同		
大分	南那珂郡都井村、本城村	九九、〇〇〇	福岡市栲木屋町	森直記	外二人
同	同郡同村、同村並ニ海面	五六、〇〇〇	同		
同	同	九七、〇〇〇	同		



炭界日誌

(才津原生)

五月廿一日(土)晴
 △大阪石炭同業會は六月一日より劃期的な販賣統制を實施することに決定す。

五月廿二日(日)雨
 △九州探炭土井炭坑にて運搬夫一名轢死す。

五月廿三日(月)曇
 △石炭輸送機帆船用重油規正緩和のため炭商組合、鑛業會昭和石炭、帆船五親會、互助會より瀬戸内海沿岸各府縣に陳情のため本日出發したが本會より第一班に才津原第二班に鍋島の兩社員が參加した。

五月廿三日(月)曇
 △北九州五市の煉炭製造業者を以て組織する孔友會定期總會を若松市に於て開會。

五月廿四日(火)曇
 △大阪石炭協會總會
 △高江炭坑に瓦斯發生して探炭夫一名中毒死。

五月廿五日(水)晴
 △早良鑛業は茲一、二年間に五十万屯出炭の増産プラン決定す。

五月廿六日(木)晴
 △大正鑛業は本日鑛業報國機獻納基金を送附す。

△海老津炭鑛が第二期増産計畫の豫算五十万圓を計上す。

五月廿七日(金)晴
 △古河目尾炭坑は埋藏量一千万屯の石炭層を發見す。

五月廿八日(土)曇
 △本日若松商工會議所に於て本會所屬炭坑の安全燈用の燃料制限對策協議會開催。

△藤井鑛業第一坑ガス爆發にて十三名死傷す。

五月廿九日(日)曇後雨

△福岡の七鑛區開發に三百万圓の新會社設立の計畫中。

五月三十日(月)晴

△炭商組合に於て先般重油問題にて瀬戸内海沿岸各府縣に出張した者の報告を取纏め今後の對策を協議す。

△本會所屬炭坑の鐵鋼割當量決定す。

五月卅一日(火)晴

△福岡局では本月初旬より管内炭山を一齊検査を行つたが此の結果法規違反は中小炭山より大手筋に多きことが判明した。

六月一日(水)晴

△大阪石炭同業會理事會を開き各委員を決定。

六月二日(木)曇後晴

△福岡縣第二區農會の役職員會に於て鑛業法改正の陳情を決議す。

六月三日(金)晴

△重油聯合會第一回中央協議會を開き數量價格市場の統制

に第一歩を乗出した。

△縣參事會室に於て鑛業被害地復舊整理常任委員會開會。

六月五日(日)晴

△協調會主催の時局勞資懇談會開會。

△鑛山醫協議會を開き鑛山勞働者の衛生改善問題を協議す

六月六日(月)曇後晴

△本社並に本會の重役會理事會を開き燃料局長官よりの諮問事項其他重要問題を協議す。

六月七日(火)曇時々小雨

△本會所屬炭坑の鐵鋼配給統制事務打合會を直方商工會議所に於て開催す。

△配車問題に關し四方田、深田、内田、小幡、才津原の五氏門鐵局を往訪。

六月八日(水)雨

△大阪工業會は本日燃料委員會を開き燃料局への答申案を決定。

△志免海軍炭坑々内ガス爆發三十餘名死傷す。

六月九日(木)雨

△福岡局では管内各炭坑作業場に着色電燈を使用せしめ防空施設の完備を期する方針である。

六月十日(金)雨後晴

△昭和石炭で電聯各社へ二百五十萬屯の石炭を供給することに決定。

△入野炭坑、深坂炭坑共に落磐で採炭夫各一名宛即死。

六月十一日(土)晴

△本會諮問案審議委員會を開き野上、武内、藤井、山本、西本、木會の各委員出席答申書を作成す。

△九州探炭決算重役會を開き壹割配當を可決廿八日の總會に附議することに決定。

△若松市坑木商組合役員會開會。

△唐津炭坑は本日五尺層に着炭す。

六月十二日(日)曇後雨

△大島炭坑第三坑ガス爆發九名死傷七名行衛不名となる。

六月十三日(月)雨

△本社の答申書を燃料局長官、福岡鑛山監督局長其他關係各方面に發送す。

△本會所屬炭坑の水害對策として全社員は勤務時間延長當直員増員等非常警戒をなす。

△大阪工業會理事會を開き石炭對策を協議し石炭審議會新役員を決定す。

六月十四日(火)雨

△日鐵鹿町支所坑内に出水死亡二名輕傷四名。

六月十五日(水)雨後晴

△石炭鑛業聯合會は大阪商工會議所の切符制度反對の答申案纏る。

△鞍手炭坑落磐で四名死傷す。

六月十六日(木)晴

△池田商相は本日の參議會席上ガソリン配給量は今後更に低減する旨強調した。

六月十七日(金)晴

△本日若松港沖で石炭船福吉丸坐礁す。

△石炭消費の節約に商工省が乗出す。

六月十八日(土)晴後雨

△石炭輸送機帆船登録制度實施に關する陳情のため若松炭

界關係者出縣す本會より才津原参加す。
 六月十九日(日)小雨
 △去る十七日から本日迄北九州筑豊炭田を視察した服部總務部長は鑛害地賠償法の法制化を促進したき旨言明す。
 六月二十日(月)曇小雨

△福岡市に於て工場鑛山殉職者慰靈碑除幕式を舉行せられ本會より風戸、赤司、吉賀出席。
 △海軍炭坑爆發殉職者の合同葬執行。
 △日本船主協會は本日海運政策委員會を開き石炭對策を協議す。



互助會文藝

和歌

三輪則一選並添削

課題 渡舟

天 酒の外かつて樂はのまぬてふ
 をちすぐやかに渡舟こぐなり (響 洋)
 地 朝ぼらけきりたちこめし中川に
 わたし漕きいでぬ艫音残して (浅 繪)

人

なき友に似たるがありておどろきぬ
 朝の渡舟の人ごみのなか (全)

佳調

岩打ちてたぎち流るゝ山川を
 わたす舟人竿なゆるべそ (起 世)
 行く水に心くばりてとる竿の
 てぶりあやあるわたし舟かな (響 洋)

選者追詠

富む人もまづしき人も行先の
 おなじ渡舟にむつまじく乗る

課題 若竹

天

すらくくと伸びてくせなきわか竹の
 ふしおもしろく千代も経なまし (起 世)

地

新しき支那に幸あれ日の恵み
 うけて伸びゆく若竹のごと (白 刃)

人

そよ風に若葉をよぎてまどかなる
 月にあやをる庭の若たけ (起 世)

佳調

まだ雪のつめたさ知らぬ若竹は
 いよよますますに伸び榮えつゝ (響 洋)
 ふしぶしの力のほどぞしのぼるる
 今年生ひにし園のくれ竹 (全)

選者追詠

むらだてる竹のなかにも今年生の
 わかきはことに人の目をひく
 皮ごろも昨日ぬぎたる若竹を
 すずしき風のなぶる窓かな

俳句

琴月園雷鳴雲選並添削

課題

夕立。牡丹。蚊帳。鳩の巢。袴

夕立や竿ごとはこぶ乾衣かな (白 人)
 夕立に追れて逃ける小犬哉 (白 刃)
 夕立に濡れて戻りし荷馬車哉 (起 世)
 埃臭き蚊帳乾して今日名残哉 (響 洋)
 合宿の蚊帳に夜更く國自慢 (浅 繪)
 汐ひいて入江の浮巢かくれけり (杉 堂)
 あでやけき娘の帯や紅牡丹 (浅 繪)
 花の弟子牡丹捧けて來りけり (杉 堂)
 一人住ば古き袴も懐かしき (響 洋)
 安宿や去年の古蚊帳吊るしある (全)

今月もまた牡丹寫生餘念なし
 小原女の揃ひ袷やあでやかに
 夕立の晴れて涼しき夕餉かな
 袷着てすつきりしたる男かな
 巨椋池や鳩の浮巢の遠近に
 鳩の巢や浮草茂る湖のほとり
 初袷かろく結びぬ名古屋帯
 蚊帳吊りて安全地滞雷よける
 白牡丹庭一杯に咲榮ゆる
 ひもすから乾たる蚊帳の名残哉
 惜しげなく呉れる牡丹を切りおし
 せなの兒の指さしねだむや紅牡丹
 留守に來て牡丹をほめて一人言
 葉くばりも申分なき牡丹哉
 頑是なき阿兒癡顔や枕蚊帳
 頭に着てりすわりぬ袷人
 金堀に緋牡丹掛けと囁されぬ
 鳩の巢や湖淵々とさゝ濁り
 環が鳴る大きく振つて疊む蚊帳
 初度や花壇に匂ふ白牡丹
 いとし兒のすやゝ眠る枕蚊帳
 蚊帳越しに月を拜むや二階住み
 初袷人妻若ふよそおいぬ

(全) (起世) (菊蘭嬢) (杉堂) (響洋) (全) (菊蘭嬢) (白双) (杉堂) (起世) (菊蘭嬢) (全) (起世) (響洋) (全)

夕立を黙して眠む歩哨かな
 膳足に蚊帳揚げ惜しむ朝の雨
 ぼの青き電燈に映ゆ蚊帳かな
 蚊帳吊るや出征の子を思ひつゝ
 母の手の温み残るや初袷
 鳩の巢に淡き隈あり月代す
 袖道や葛の葉返し夕立す
 夕月に嘴鳴し居り鳩の雛
 根なし雨湖面濁れる浮巢かな
 夕立や山から海へ虹の橋
 夕立の霧立ち込めや鐘撞き堂
 鳩の巢や池の中州を右左り
 霞ゆれて見えかくれする浮巢哉
 袷着て颯爽たりな男振り
 藍の香したしみ蚊帳を吊にけり
 張子犬抱癡の阿子へ枕蚊帳
 簾入の日の待遠うき袷かな
 朝風や涼しき蚊帳環が鳴る
 沛然として夕立の渡る湖上かな
 篋に風と夕立煙りけり
 ゆつたりと陽脚さへたり白牡丹
 訓練の警報とけて夕立す

(全) (起世) (杉堂) (全) (浅繪) (白双) (起世) (全) (全) (響洋) (浅繪) (杉堂) (全) (起世) (全) (響洋) (起世) (杉堂)

佳句

夕立や高塔山をとめぐり
 出征の子を待つ母や古袷
 降る音と流るゝ音の白雨かな
 夕立や母の慈愛の迎ひ傘
 夕立や思ひもよらぬ客の來る
 同じ柄姉妹着飾る袷かな
 藍の香の肌にごぼるゝ袷かな
 夕立の後照り映ゆる山と里
 緋牡丹に笑ひ杖つく五三竹
 鳩の巢やつゝまじやかに番籬
 初袷打割下駄の音軽るき
 雨の日の傘翳しある牡丹かな
 陶器に唐獅子蹴へて牡丹圖
 枕蚊帳添乳の乳母もまどろみぬ
 大夕立新聞置いて覗く窓
 夕立雲晴れて霧吐く向ふ山
 朝寝蚊帳陽脚に顔覗かるゝ
 馬の背を越えず夕立晴にけり
 心知能き月に風ありゆるゝ蚊帳
 手に持てば行義定まる牡丹哉

拾内
 夢たどる笑む兒えそつと枕蚊帳

(全) (全) (菊蘭嬢) (起世) (起世) (菊蘭嬢) (全) (起世) (杉堂) (浅繪) (全) (全) (響洋) (全) (起世) (白双) (杉堂) (菊蘭嬢) (全)

勤行の若き女僧や法衣袷
 窓涼し風もてあそぶ蚊帳裾
 日曜のそゝろ歩きや初袷
 神詣て喜も清々し初袷
 白雨や客の飛込む喫茶店
 鯉はねて破紋にゆるゝ浮巢かな
 袷着て芙蓉高くあおぎけり
 花斗り暮れ残りけり白牡丹
 苦舟の灯影浮巢に届きけり

五客

金堀に夜宴の牡丹灯燃ゆる
 鳩の巢や二圃またがる池の面
 蝶飛て僅に接るゝ牡丹かな
 古袷心に鋪法會詣て
 大廣間天下の蚊帳に我一人
 人
 古池や浮巢の揺れて夕涼し
 地
 暮地暗戦車過ぎ去る白雨哉
 天
 空夕立雲のみ湧いて草の風

(浅繪) (杉堂) (全) (浅繪) (白双) (起世) (菊蘭嬢) (響洋) (起世) (全) (起世) (浅繪) (杉堂) (響洋) (全) (響洋) (全)

選者加吟

夕立晴三十六峯霧を吐く
夕立や其儘慈雨となりけり
鳩の巢や世に出る迄の浮沈み
鐵兜と浮巢に礫で打てる子等
慈悲の手に僧俗ならず丹丹剪る
紅唇を牡丹雙美す姉妹哉
素裕の夜風に冷えて戻り來し
袷着て藤椅子に聞くラヂオかな
波打て蚊帳に風あり濱館
初蚊帳を子等珍らしく出入哉

(雷鳴)

川柳

琴月園雷鳴雲漢並添削

猫の戀熱ひ中程泣き明かす
毒茸をくつたで鼻か空え向き
若様に毒雞妓の味い口
鶴毒を薬に吞んで長命し
無軌道は熱した儘に没落し
つまらなく吞む流連わ熱かなし

(起世)
(曉雲)
(菊蘭嬢)
(起世)
(響洋)
(一雷)

毒舌を最後に投げて絞首臺
毒薬もサジ加減ては薬りなり
子の熱病母の心を冷とさす
梯子酒昇るたんびに熱を揚げ
熱戦に應援團も熱を揚げ
毒と云ふ知りつゝやけな酒を呑み
毒舌が議會に波瀾巻き起し
亦しても毒呑むと云ふヒステリー
熱戦の惜い所で玉關は負け
毒食へば皿までと云ふやくさ者
支那事變熔鑪も熱を揚げ
子の意見聞くにたえない御氣の毒
熱心に稼ぐ男へ金が降り
熱辨で清き一票獲得し
御氣の毒又も落選三回目
二日酔酒は毒だと妻は云ひ
子の喧嘩親の熱する隣り同士
草毒刺に毒なき色と艶
傾城のこび毒氣が胸をつき
圓滿な親爺で家事に熱志あり
一國を背をつてヒトラ熱辯し
角力ファン熱狂過て丸裸
毒舌を笑つて聞て居る聖君子

(呑空)
(白双)
(淺繪)
(曉雲)
(一雷)
(響洋)
(呑空)
(一雷)
(曉雲)
(白双)
(一雷)
(響洋)
(呑空)
(一雷)
(曉雲)
(淺繪)
(響雲)
(淺繪)
(曉雲)
(淺繪)

酷熱と闘ひ進む我將士
酒食毒と知りつゝ度を過し

佳句

醫士曰く神經衰弱微熱あり
漫才の毒舌耳を輕ふ撫て
熱病のような戀する十六娘
熱烈な戀も金なく冷來てる
熱烈な戀も冷く金に覺め
赤熱の戀も知らざる愚鈍者
毒たとは思へど過す二日酔
不身持で毒消丸の世話になり
腹はたに泌む酒毒にも薬にも
毒蛇(蘇聯)にみいられたかや蔣介石
此酒毒死ねばなると吞んで居る
瘦きれてゴホンと云ふた微熱なり
熱すれば沸騰點で馬鹿になり
除名されて亦毒舌の種となる
毒薬を飾り立てる分析所
毒草と思へぬ艶な花を持ち
ほんくらも熱と不撓で其名揚げ
捨せりふもう毒喰は皿までた
熱の無い演説會のむし熱き
毒草の醜名にまさる花を持ち

(白双)
(全)
(一雷)
(杉堂)
(白双)
(呑空)
(杉堂)
(起世)
(一雷)
(曉雲)
(菊蘭嬢)
(白双)
(響洋)
(呑空)
(起世)
(白双)
(一雷)
(呑空)

拾内

熱病て空想多かく金の事
不見轉に四十男の熱を揚げ
冷酒を吞んで爛しやく熱を揚げ
毒瓦斯器を背おい聖戰進軍し
陸海の荒鷲熱河爆滅し
毒舌も敗蔣介石熱かなし
看護婦と深い戀して毒で死に
毒吞んで花の臺にしゃばを去り
四十度の熱吹き飛すさきけん
赤化とは焼夷弾より恐ひ毒

(淺繪)
(白双)
(一雷)
(響洋)
(全)
(全)
(一雷)
(菊蘭嬢)
(白双)
(杉堂)

五客

熱心に藝者の名など覺へて來
酷熱の加護で氷り屋涼し顔
非常熱は覺なハンマデ叩出せ
毒氣持つ繼母の笑みは針ふくむ
口以上情熱の眼が物を言ひ

(一雷)
(呑空)
(淺繪)
(曉雲)
(杉堂)

人

大酒豪熱爛もよし冷もよし

(白双)

地

お互に熱と努力で銃後護り

(響洋)

天

熱誠溢る全總動員黄金の山

選者加吟

熱辯も選舉違反で熱かなし
爭議團煙突男熱を揚げ
銃後に燃え戦争物の續書熱
パチリスの微熱と醫士首ひねり
同姓の愛に毒死の友となり
毒草の花紫に醜名持つ
支那のデマ毒舌報は世界一
御氣の毒様と品切もみ手をし
鯁の毒赤ん坊丈けは殘される
面白う毒牙かゝる色眼附き

(吞空)

炭坑風景

中津逝水

(雷鳴)

- 長梅雨の機械護りて終夜ら
- ウインドーに夏物飾り配給所
- 宮若葉空に輝く安全旗
- 昇坑り來し肉の汚れに青葉の陽
- 梓木運ぶトロの重もさや五月雨
- 錢受け日坑夫金魚に垣つくり
- 大納屋の午酣の蠅の陣
- 止むなく廻るベルトの暑き音よ
- 坑木の檢收すみし汗の面
- 青葉蔭託け兒貰ひ含め乳
- 貯炭山取り盡してぞ梅雨に入る
- 仕操斧研ぎつゝ金魚屋ひやかせる
- 青芦に増えし水嵩や陥落池
- 幼年坑夫梅雨坑内を雄飛哉



互助會文藝原稿募集

和歌

選並添作

三輪則一氏

深夜

七月課題

燈下

美人

俳句

選並添作

天

初心者の参考のため古人句記す

地

今回の題は二題共、深夜と燈火と美人の如く二箇のものを結合せる(即ち結び題といふ)ものなれば主題とせる。燈、美人を充分に活躍せしめ、決して主客轉倒せざるやう御注意相成度候。以上

人

選並添作

夏

琴月園雷鳴雲先生

夏

動

白

植

川

若

柳

竹

課題

酒。茶

縮切日

七月十日(嚴守のこと)

一、一題に付五首又は五句以内とし批評出来るよう用紙に充分餘白をあげられたし

一、入選作(大地人)には選者より短冊を贈られますから住所氏名明記願ひます

右、通り互助會報七月號原稿募集致シマスカラ奮ツテ御投稿願ヒマス

互助會報編輯部

京都帝國大學助
教授 理學士

上治寅次郎先生著

昭和十三年二月刊行

北松浦炭田地質説明書

附録

袋入折疊炭田地質圖並炭層柱狀圖
炭層對比圖七種ヲ納ム

◆菊版 函入

插圖化石寫真數種

◆分讓實費參圓

(送料十錢)

長崎縣北松浦郡佐々村
北松南礦業會發行
振替岡三四二五番

北松浦炭田は將來益々開發せらるべきものなるに拘らず、其の地質文獻稀有にして、採炭計畫樹立に不便尠からざるを遺憾とし、夙に本邦炭田地質の研究に蘊蓄を有する京都帝國大學助教授理學士上治寅次郎氏に囑し、氏の數年に亘る眞摯なる學問の良心と鏝骨なる苦心との下に根本資料を探り、以て實地調査と學理研究とを併せて成就し、即ち茲に本書を得たり、是蓋し北松浦炭田寶庫開發の鍵たるや言を俟たず、敢て坐右必須の書として汎く斯界業者に之を提供する所以なり。

編輯後記

昨二十四日門司市芳翠園に於て、本會主催にて、北支炭礦視察團長昭和石炭社長古田慶三氏一行を迎へ、視察談を聴くの會を開き、約二時間に亘つて座談的に詳細な視察談を拜聴したが、大同炭の如きはあらゆる好條件が備はり、山元で屯當り三、四圓位の相場だが、之を大阪に持つてくれば、鐵道運賃、汽船運賃其他で二十圓位になる而かも鐵道の輸送力乏しく、港灣設備不完全なため五、六年後でなければ、大量の内地輸入は望まれないことだ、而かも其頃になれば、北支方面にも相當各種工業が勃興し、地元の需要が増加するので、結局内地は自給自足の建前で既定の増産計畫を遂行し、其上で日滿支三國の炭業を統制する必要がある。

支那の親日新政權が、去る十八日内外に發表して國民黨並に蔣介石政權強勁、平和克服提唱の反蔣和平宣言は、時恰も支那民

衆のみならず、列國にも蔣政權が國際法を無視した戰略、非人道的なデマ宣傳などが暴露し、近くは降雨滿水期に黄河堤防を破いて決潰せしめ、無辜の民衆の生命財産を犠牲に供じ、山西南部に於てもさらに毒瓦斯戰術に出で、非戦闘員をも殺戮して飽くなきなごに鑑み、内外に衝動を與へ大なる反響を呼ばんとしてゐる。是れ正に全支の反蔣機運を促進せしむる痛打の爆彈宣言である。

支那事變勃發一周年を眼前に控へて、銃後の國民精神は、動もすれば弛緩せむとする傾向あるはまことに遺憾千萬にして、本社では事變前から毎朝々會を行つて居たが事變以來一層緊張して、全社員は東方遙拜國家合唱、出征將士武運長久祈願の默禱、ラヂオ体操を行ひ、國民精神總動員週間行事として、感謝の日、出征軍人家族慰問の日、敬神の日、規律の日、無駄排除の日美化運動日、健康増進日を厳守し、今月より全社員強制貯金をなし、『銃後の護は互助會から』をモットーとして邁進してゐる。

(六月二十五日 才津原生)

互助會報・第三卷・第六號

購一冊 金參拾錢 郵稅共
半年分 金壹圓八拾錢同上
一年分 金參圓六拾錢同上
料金は前金の事

昭和十三年六月十七日印刷納本
昭和十三年六月二十日發行

若松市本町二丁目

石炭礦業互助會

發行人

編輯人 風戸道康

若松市堺町三丁目

印刷人

吉田万造

若松市堺町三丁目

印刷所

吉田印刷所
電話六五二番

若松市本町二丁目

發行所 石炭礦業互助會

電話 長四七〇六
一六九

鑛山用諸機械

コ	捲	ド	ピ	送	ポ	壓
ー	揚	リ	ツ	風	ン	縮
ル	機	ル	ク	機	ブ	機
カ		シ	シ			
ツ		ャ	ャ			
タ		プ	プ			
ター		ナー	ナー			



東京丸ノ内・福岡市天神町

昭和十二年四月七日第三種郵便物認可
昭和十三年六月十七日印刷

(毎月一回二十日發行)
昭和十三年六月二十日發行

石炭鑛業互助會報

發行所 若松市本町三丁目

石炭鑛業互助會